

2021（令和3）年度

頌栄短期大学 自己点検・評価報告書

令和4年2月

目次

自己点検・評価報告書	1
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	13
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	16
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	16
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	19
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	22
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	27
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	27
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	36
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	50
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	50
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	54
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	56
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	58
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	63
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	63
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	65
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	66

評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

1886年（明治19年）	神戸基督教婦人会が幼稚園創立を提案
1887年（明治20年）	A.L.ハウが教育宣教師として来日
1889年（明治22年）	日本で最初のキリスト教主義の保母養成校として、頌栄保母伝習所を開設（10月）（神戸市中央区中山手通6-1）、頌栄幼稚園を開園（11月）
1893年（明治26年）	保母伝習所に高等科を設置
1908年（明治41年）	兵庫県から幼稚園保母免許無試験検定の認可
1933年（昭和8年）	伝習所と幼稚園を建築・移転（神戸市中央区中山手通6-36）
1935年（昭和10年）	頌栄保育専攻学校に改称
1942年（昭和17年）	財団法人頌栄保育学院を設立
1948年（昭和23年）	保育専攻学校に専攻科を設置（1年制）
1950年（昭和25年）	頌栄短期大学の設置認可、保育科設置入学定員60名
1951年（昭和26年）	財団法人を廃し、学校法人頌栄保育学院を設置。厚生大臣から保母資格試験の科目免除校に指定
1958年（昭和33年）	頌栄短期大学に専攻科を設置（1年制）
1964年（昭和39年）	厚生大臣より保母養成大学に指定
1979年（昭和54年）	短期大学移転（神戸市東灘区御影山手1-18-1）
1980年（昭和55年）	幼稚園移転（神戸市東灘区御影山手1-18-1）、短期大学の入学定員60名を100名に定員増認可
1984年（昭和59年）	体育館・食堂完成
1989年（平成元年）	創立100周年記念式典を挙げる
1991年（平成3年）	頌栄人間福祉専門学校開校、ハウ記念館開設
1994年（平成6年）	専攻科（保育専攻）を大学評価・学位授与機構が認定
1996年（平成8年）	100年誌「幼児教育の系譜と頌栄」（高道基編）発刊
1999年（平成11年）	短期大学新校舎増築
2000年（平成12年）	専攻科（保育専攻、1年制）を廃止、大学評価・学位授与機構認定の専攻科（保育専攻、2年制）を設置
2006年（平成18年）	短期大学の入学定員100名を150名に定員増認可
2009年（平成21年）	頌栄人間福祉専門学校閉校
2014年（平成26年）	専攻科を特例適用専攻科として大学評価・学位授与機構が認定
2014年（平成26年）	創立125周年記念式典を挙げる

2019年（令和元年）	創立130周年記念式典を挙行
-------------	----------------

<短期大学の沿革>

1950年（昭和25年）	頌栄短期大学の設置認可、保育科設置入学定員60名
1958年（昭和33年）	頌栄短期大学に専攻科を設置（1年制）
1964年（昭和39年）	厚生大臣より保母養成大学に指定
1979年（昭和54年）	短期大学移転（神戸市東灘区御影山手1-18-1）
1980年（昭和55年）	短期大学の入学定員60名を100名に定員増認可
1984年（昭和59年）	体育館・食堂完成
1994年（平成6年）	専攻科（保育専攻）を大学評価・学位授与機構が認定
1999年（平成11年）	短期大学新校舎増築
2000年（平成12年）	専攻科（保育専攻、1年制）を廃止、大学評価・学位授与機構認定の専攻科（保育専攻、2年制）を設置
2006年（平成18年）	短期大学の入学定員100名を150名に定員増認可
2014年（平成26年）	専攻科を特例適用専攻科として大学評価・学位授与機構が認定 学院創立125周年記念式典
2019年（令和元年）	学院創立130周年記念式典 学院理念体系を「ミッション&ビジョン」ブックとして明文化

(2) 学校法人の概要

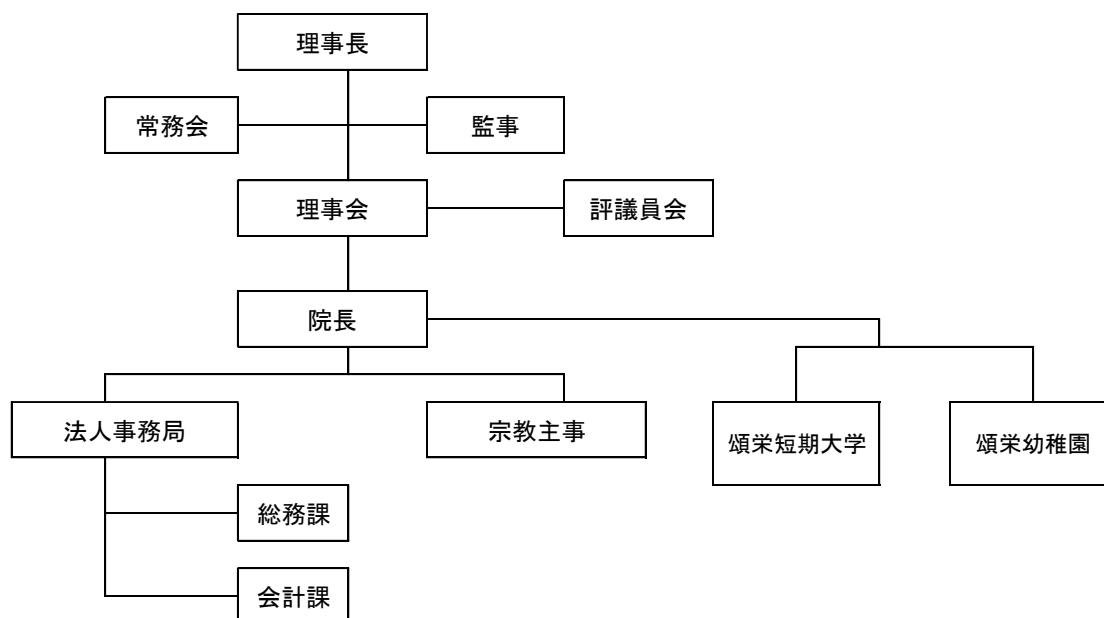
- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 2021（令和2）年5月1日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
頌栄短期大学 保育科	神戸市東灘区御影山手1丁目18-1	150	275	213
頌栄短期大学 専攻科(保育学専攻)	同上	20	40	12
頌栄幼稚園	同上	50	100	95

(3) 学校法人・短期大学の組織図

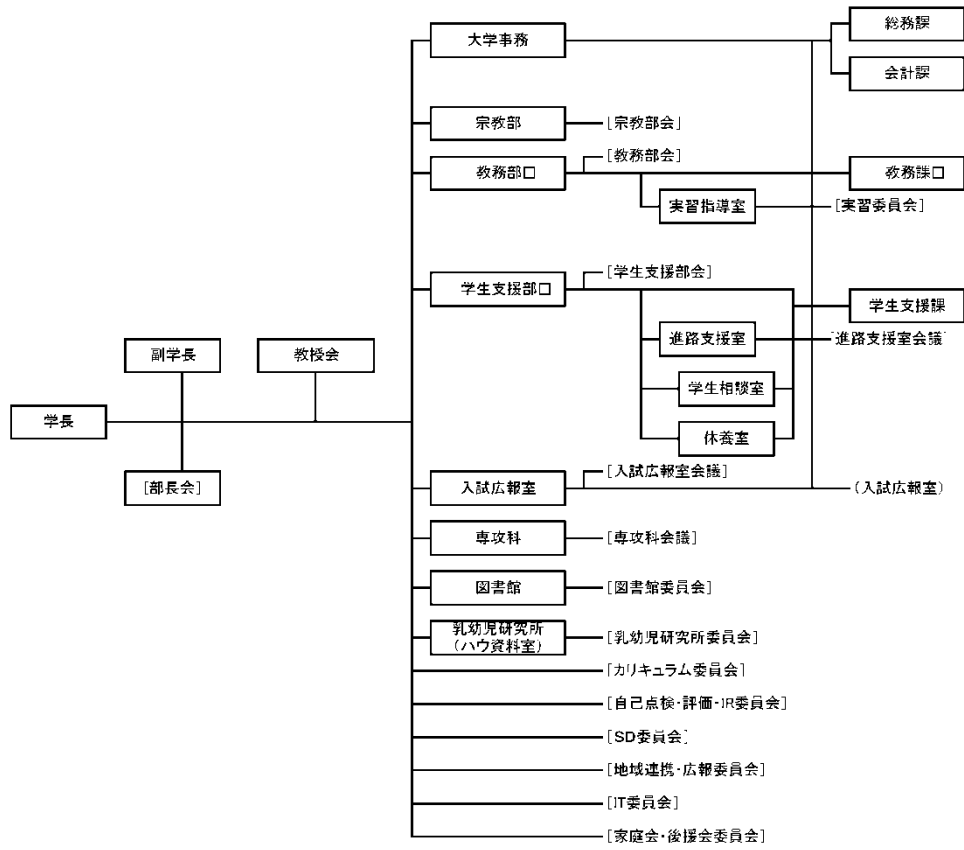
- 組織図
- 2021（令和3）年5月1日現在

頌栄保育学院組織図



2021年度 頌栄短期大学 組織図

(2021年4月1日現在)



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

神戸市は1995年の阪神・淡路大震災により戦後初めての人口減となったが、復興の進展に伴い人口増加が見られ、2001年には再び150万人を超えたが、その後は縮小傾向が続き2002年から連続して人口減少となり、2019年10月1日現在で152万3千人である。なお、本学が位置する東灘区の人口は21万4千人で、神戸市9区のうち3番目に多い。東灘区は、震災以後のマンションの増加や交通アクセスの利便性等により、若い子育て世代での他市・他区からの転入者の増加が著しく、震災後新たな区民となった割合が4割を超えている。区内の出生数も多く、「多子高齢化」の状況が続いている。（神戸市及び神戸市東灘区ホームページ参照）

神戸市内区別世帯数及び人口（2020年10月1日現在）

区分	世帯数	男	女	総数
全体	734,920	716,452	808,700	1,525,152
東灘区	102,465	99,420	114,142	213,562
灘区	70,009	63,549	73,198	136,747
中央区	90,870	68,266	79,282	147,518
兵庫区	61,186	52,901	56,243	109,144
北区	88,489	99,465	111,027	210,492
長田区	49,601	44,662	50,129	94,791
須磨区	74,352	73,064	85,655	158,719
垂水区	97,680	100,260	115,042	215,302
西区	100,268	114,895	123,982	238,877

（神戸市ホームページより）

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	2016年度		2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
兵庫県	109	98.2	124	97.6	107	95.5	90	97.8	116	100
大阪府	0	0	2	1.6	1	0.9	0	0	0	0
鳥取県	1	0.9	0	0	0	0	2	2.2	0	0
その他	1	0.9	1	0.8	4	3.6	0	0	0	0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和2年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

神戸市は、兵庫県の南東部に位置し、東は芦屋市、西宮市、北は宝塚市、三田市、三木市、西は稲美町、明石市、南は淡路市に接している。総面積は 557.02 km²、南に広がる豊かな海と背後に六甲の山並み、西北神に広がる豊かな田園風景など自然環境に恵まれている。また、1995年の阪神・淡路大震災をも乗り越え神戸独自のブランドを確立し発展を遂げてきた。(神戸市ホームページより)

子ども・子育てを巡っては、市全体では近年の人口減のなかで就学前児童数も減少する見込みである。しかし、仕事と子育ての両立支援、また地域の子育て支援におけるニーズは高く、平成 27 年度からの「神戸市子ども・子育て支援事業計画」が示すように多様な施策が求められている。

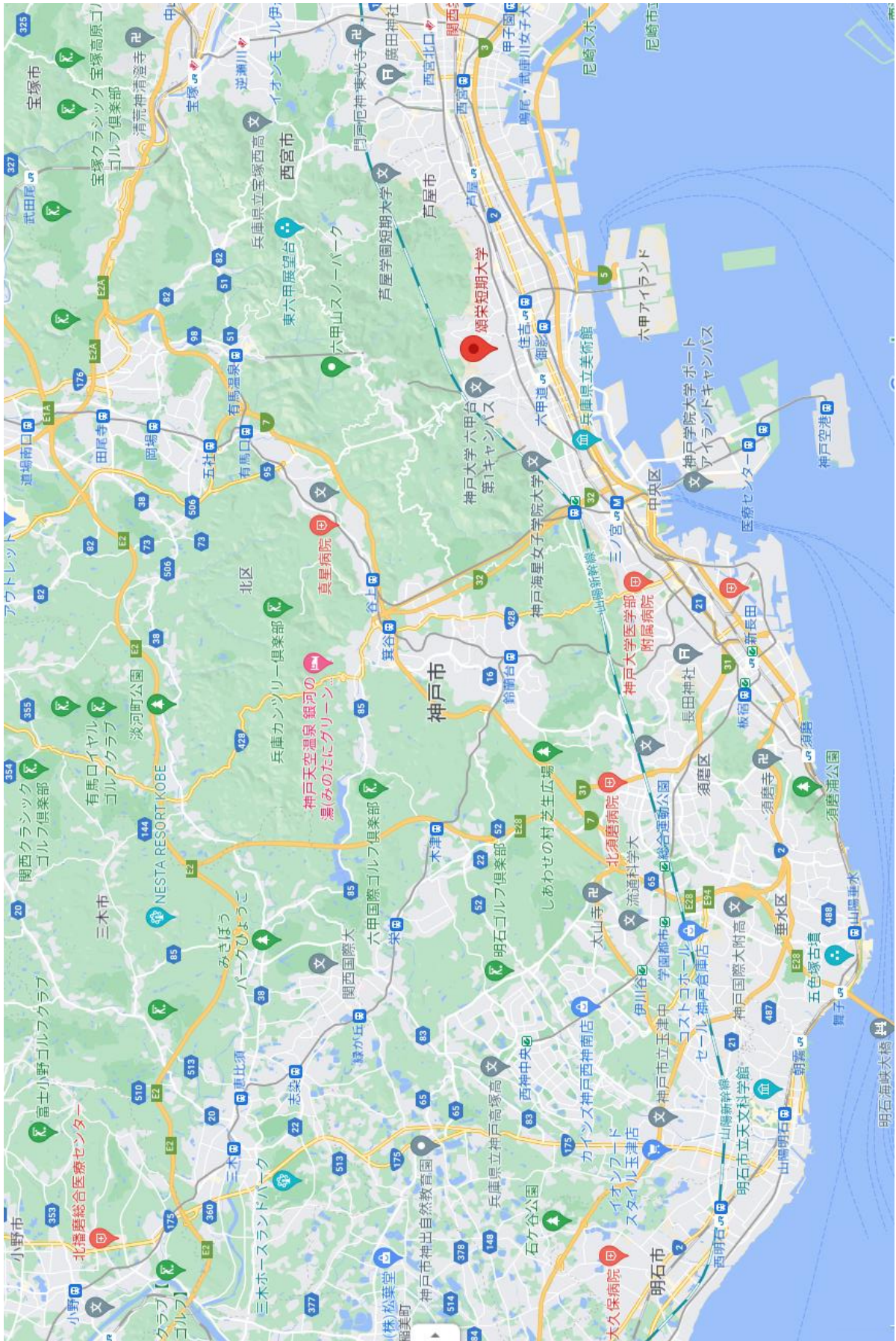
神戸市は、神戸市構想(2001年～2025 平成 37 年「神戸 2020 ビジョン」等)の中で、市民・事業者・行政との協働による、大学(市内に計 24 の大学と短期大学)の参画に強く期待している。本学は、歴史ある保育者養成校として地域に多くの保育者を輩出してきた他、東灘区子育てサポートネットワークに参画している。2015 年度に地域交流センターという名称の部署を学内に設置、平成 28 年度は地域連携・広報委員会に改組して、東灘区役所等との窓口も一本化し、子育てや保育関連で地域との連携を深めつつある。夏休みに、地域の学童のための工作等の教室、自立支援協議会子ども部会との連携により障害を持つ子ども達の体育遊びのイベントを開催した。

■ 地域社会の産業の状況

神戸経済は幕末の開港以来、神戸港とともに発展してきた。特に戦後は、造船、鉄鋼などのいわゆる重厚長大産業、これを支えるかたちで機械などの産業、また港に近い立地を生かして、食料品やゴム製品などの製造業が発展した。加えて、港町の風土や洗練された感覚を持った消費者に支えられ、ケミカルシューズ、洋菓子、アパレル、真珠、酒造業などのいわゆるファッション産業が発展し、神戸の都市イメージの形成に大きな影響を与えている。

近年は、サービス業など第 3 次産業の割合が非常に高く、中でも運輸業、郵便業、宿泊業、飲食サービス業は大都市比較においても特に高いという特徴がある。なお、神戸市内の総生産額(名目)は平成 26 年度で約 6.2 兆円であり、平成 23 年度の産業別にみると、第 1 次産業の比率は 0.14%、第 2 次産業は 20.78%、第 3 次産業は 80.07%となっている(平成 31・令和元年度市町内総生産(試算値))。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
基準Ⅲ 教育資源と財的資源[テーマ A 人的資源] 研究費等の規程の不備、紀要の発行が不定期等、教員の研究活動に対する体制が不十分なので、研究の活性化のためにも整備が望まれる。
(b) 対策
個人研究費、紀要に関しては前年度以前に改善済みである。2017(平成29年)年度より導入された学長裁量経費であるが、制度理解のためのセミナー参加費等に充てられており、より研究活動に繋がるような内容に充てられるよう検討が求められていた。
(c) 成果
学長裁量費により、研修会の参加費用に充てるなど教員の研究助成に役立っている。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

<p>(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）</p>
<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</p> <p>(1) [テーマ A 理事長のリーダーシップ]</p> <p>①評価の過程で、決算等を審議する理事会・評議員会が同時開催となっているという問題が認められた。当該問題については、決裁事項に応じ、理事会と評議員会の順序を整える形で対処した。</p> <p>②評価の過程で、評議員会の委任状が議案ごとに意思表示を表せる様式をとらずに、評議員でない理事長に委任されているという問題が認められた。当該問題については、委任者名の変更、議事ごとに意見表明できるように評議員会の委任状書式を改訂して対処した。</p> <p>2) [テーマ C ガバナンス]</p> <p>評価の過程で、評議員会が理事の人数の 2 倍を超える評議員で組織されておらず、また、寄附行為の規定も「理事の倍数員をもって組織する。」となっているという問題が認められた。当該問題については、寄附行為を改正し、評議員数の補填する形で対処した。</p>
<p>(b) 改善後の状況等</p>
<p>(1) [テーマ A 理事長のリーダーシップ]</p> <p>①私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、理事長が評議員会を招集し、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 26 条に定める事項について、理事長があらかじめ評議員会の意見を聞き、その後の理事会で議決をおこなっている。また、理事長は私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、決算及び事業の実績を毎会計年度終了後 2 月以内に理事会で議決し、同期内に評議員会に報告し、意見を求めている。</p> <p>以上のとおり、理事長は、理事会及び評議員会を適正に開催し、リーダーシップを発揮している。</p> <p>②評議員は、評議員会の開催に際し出欠票で出欠報告を行うと同時に、欠席の場合は評議員会に付議される事項について、書面議決書により各審議事項の賛否及び意見を表明している。</p> <p>(2) [テーマ C ガバナンス]</p> <p>理事は、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号理事 2 名、第 2 号理事 6 名、第 3 号理事 4 名で計 12 名である。</p> <p>評議員は、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号評議員 5 名、第 2 号評議員 6 名、第 3 号評議員 16 名で計 27 名である。</p> <p>以上のとおり、私立学校法及び寄附行為に定めるとおり、評議員会は理事数の 2 倍をこえる数の評議員をもって組織している。</p>

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指

摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 2019（令和元）年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	https://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/
2	卒業認定・学位授与の方針	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/about/policy/
3	教育課程編成・実施の方針	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/about/policy/
4	入学者受入れの方針	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/about/policy/
5	教育研究上の基本組織に関する事	https://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/soshiki.pdf
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	https://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/about/staff/#h3-001 https://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/about/staff/#h3-002
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	https://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/gakusei.pdf https://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/career/information/
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/syllabus.pdf

9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/gakuseibinran.pdf
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/gakuseibinran.pdf
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/admission/tuition/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/shugakushien.pdf

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/zaimujokyo.pdf

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（2020年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

公的資金については、頌栄保育学院例規集の「頌栄短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程」及び「公的研究費執行手続き」を基に、適正に管理運用しており問題は生じていない。また、責任体制・行動規範・不正防止計画等の公的研究費に係る適正な管理体制について、一層の確立を目指している。平成 28 年度からは、JSPS による E ラーニングの研究倫理講習受講を全教員に促している。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和2（2020）年度を中心に）

本学の自己点検・評価委員会については、頌栄保育学院「自己点検・評価委員会規程」に定めている。2020年度の委員会構成や自己点検・評価の組織図は、以下の表の通りである。

必要に応じて、自己点検・評価委員会会議を開催しており、2020（令和2）年度については計3回開催したが、それ以外にも学内情報共有システム（サイボウズ Office）を使用して適宜意見交換を行っている。

また、自己点検・評価委員会会議や本委員会の活動内容を毎月の定例教授会にて報告し、全教員への情報共有を行っている。さらに、教授会に陪席している事務長から、必要事項に関して事務職員会にて報告し、事務職員への情報共有を行っている。このような形で自己点検・評価に関する内容を全学的に共有している。

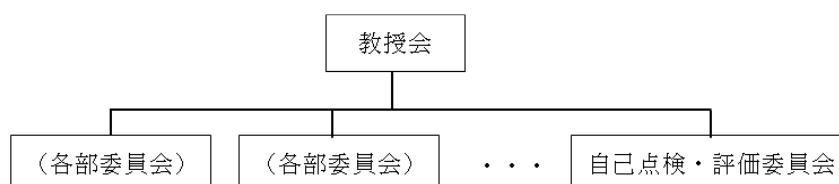
2020年度に実施予定であった大阪キリスト教短期大学との相互評価については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて延期することになった。

自己点検・評価報告書完成までの活動記録については、下の表の通りである。

表 2020（令和2）年度 自己点検・評価委員会構成員

	氏名	役職
委員長	杉山宗尚	ALO
副委員長	山中早苗	教務部員
委員	関田 良	教務部長
委員	竹内伸宜	入試広報室長
委員	沖中重明	進路支援室長
委員	藤本千草	学生支援部員
委員	岡 清秀	事務長
委員	小野里佳	教務課長
事務担当	清瀬洋子	総務課員

図 自己点検・評価の組織図



表

日程	活動内容
2020（令和2）年2月	自己点検・評価報告書の執筆分担の確認 自己点検・評価報告書の各担当者への執筆依頼
2月	各部署での「頌栄短期大学各部委員会活動報告書」原稿執筆

	依頼（自己点検・評価報告書執筆の土台の1つ）
3月	自己点検・評価報告書、頌栄短期大学各部委員会活動報告書原稿の集約
2021（令和3年）10月	原稿内容の確認
2022（令和4年）2月	完成、発行

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本学の建学の精神は、「神をわれらの主とあがめ、神の子イエス・キリストをわれらの救い主とする信仰に立ち、創設者アニー・L・ハウがもっとも信奉したフレーベルの教育理念を乳幼児の保育に生かした教育・研究・実践を通して、広く神と人にとに仕える」と定められており、昨年度、創立 131 周年を迎えた我が国で現存する最古のキリスト教主義保育者養成機関としての伝統を有する本学の使命と個性を的確に表現している。

本学院は 130 年余前に、本学の創立アニー・L・ハウは、摂津第一公会（現日本キリスト教団神戸教会）を中心とする女性たちの祈りに応えてアメリカ・シカゴから宣教師として来日し、キリスト教とフレーベルの保育理論に基づく幼児教育と保育者育成を開始したことがその始まりである。

また「人に仕える」という観点から、社会に、特に幼児教育を通して奉仕する精神を表明しており、本学の存在は広く公共の福祉に寄与するものであることを表明している。

現在この「建学の精神」の変わることのない精神は、学院 HP や短期大学学校案内などにも掲示されており、また本学において学ぶもの、働くものに対しては、『学生便覧』や学院の百年史『幼児教育の系譜と頌栄』に集約されており、『百年史』は自校教育を取り扱う『頌栄学』において学生のテキストとして用いられている。また三つのポリシー等にもその精神は表明されており、学院・短期大学全体として一貫性を持つ形で、明確に示されている。

現学長就任以来、学長主導のもと、「建学の精神」についての整理・検討が行われてきたが、その具現化として全学的な「建学の精神」の共有を目指してきた。実際には、短期大学宗教部が各方面に対してキリスト教各種プログラムを展開している。入学式、卒業式などの各種式典はキリスト教の礼拝形式で執り行われ、学長式辞及び理事長祝辞において必ず建学の精神について言及している。また入学後の保育科 1 年生に対しては、宗教部発行の「礼拝について」でキリスト教精神の理解を図っている。各学期中における取組としては、礼拝がある。前年度は感染症予防のため、学年ごとに分散して実施した。また、必修科目であるキリスト教関連科目（4 科目）、春と秋に行われるキリスト教研修会などがある。保育科 1 年生対象の春のキリスト教研修会は、本学ゆか

りの地である神戸教会およびその周辺を会場に予定されていたが、遠隔授業の期間であったため実施できなかった。しかし、本学の源流に触れる機会であることから、秋季キリスト教研修会において本学を会場にして、本学理事長でもある神戸教会牧師による講演を行った。このことは学生のみならず教職員にとっても、改めて本学の源流に触れ、心を新たにする機会となっている。

教職員に対する建学の精神に立った研修プログラムは、キリスト教学校教育同盟とキリスト教保育連盟等主催の研修・交流等に積極的に参加し、共有化がなされている。

また、例年、地域に対してはクリスマス行事や学園祭においてはキリスト教関連プログラム（パイプオルガン演奏会やクリスマスの夕べなど）を実施し、外部向けの広報活動を展開することにより、本学の「建学の精神」を発信する機会を設けている。しかし昨年度は、感染症対策のため多くが中止となったが、その中でもパイプオルガン演奏会をオンラインで配信することができた。

建学の精神の定期的な確認は、個々の行事等のレベルや、報告書刊行等の定期的な活動にとどまらず、組織全体として常に明確に意識して行っていくべき事柄である。建学の精神に関する個々の取り組み（礼拝・行事・関連科目）で、PDCA サイクルをより意識し、効果や問題点を検証する作業は、主に宗教部に委ねられているが、全学的には、その内容は教授会に報告され、意見を受ける仕組みとなっている。

本学には創設者ハウに関わる資料が蓄積されている。これは本学の建学の精神を、その独自性の中で内外にアピールすることの出来る貴重な研究資料である。乳幼児研究所の活動として特に創立者ハウ関係の貴重書等の翻訳、整理が継続して行われている。130周年記念事業として、整えられた史料のいくつかを常設し、日常的に学生、教職員が常に本学の歴史に触れる機会を提供している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学は、授業での学びと地域からの学びを重要と考えている。地域連携・広報委員会が中心となり、学生自身が主体的・自発的にボランティアや地域社会活動に取り組む姿勢を身につけ、そこで学んだこと体験したことが豊かな人間関係を構築し、共に協力して作り上げる体験活動を大切にしている。このような体験は、将来保育者となって活かされ、人としての包容力を養える機会となっている。地域連携、地域住民と共に活動を積極的に行っている教育活動としている。生涯学習としての役割も一部の講座にあるので、幅広い方と学生の交流が毎回されているが、令和2年(2020年)年度は、新

型コロナウイルス感染症(COVID-19)感染拡大の影響により、公開講座や行政との連携が中止となった。特に、課外での学生の地域・社会貢献活動の時間確保が厳しい状況になった。

地域連携・広報委員会が中心となって、例年5月から翌年1月に開催し広く地域に参加を呼び掛けている9講座(子育てセミナー、パテプオルガン演奏会、ファミリー自然観察会、保育体験、頌栄保育セミナー、こどもいろいろ体験スクール、クリスマスの夕べ、グローリーオープンカレッジ、頌栄祭)実施しなかった。2講座(震災ハンドベルコンサート、クリスマス点火祭)については、動画配信を行った。

長年地域住民から親しまれている「頌栄祭」は学生が、毎年恒例行事として地域の子どもたちや家族を招いて、1日を楽しんでいただく形で実施しているため、家族での参加で賑わった。2020年度は、11月中旬に予定頌栄祭であったが、7月に感染拡大の見据えて実施しないことを決断した。

2020年度実施できた講座

講座名	担当・日程
「震災ハンドベルコンサート」 新型コロナウイルス感染症拡大となり、2020年度の公開講座が中止となる中、パイプオルガン演奏会、「1995年阪神淡路大震災を忘れない」ハンドベルメモリアルコンサートの公開講座の動画配信を行った。	地域連携・広報委員会 1/14-2/17

講座名	担当・日程
「クリスマスツリー点火祭」 新型コロナウイルス感染症拡大となり、2020年度のクリスマスツリー点火祭を短大・幼稚園の教職員によって行った。それぞれ間隔を広く取り、讃美歌は小さな声で讃美して点火された	宗教部会 11/25

「大学コンソーシアムひょうご神戸（学生交流委員会）との交流」

- ①学生災害ボランティア・ネットワーク事業に、4名の学生が参加され、様々な被災地の地域の方や学生とZOOMで交流を深めた。
- ②キッズフェスティバル2020

感染予防に努め、1ブースを開設し子どもたちを中心に地域の家族と交流を持った。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学の学生は、そのほとんどが本学の「建学の精神」であるキリスト教に入学後初めて触れている。建学の精神に直結する日々の礼拝や宗教行事、キリスト教関連科目などを通して、「広く神と人ともに仕える」姿勢を養った保育者として、保育の現場へと巣立っていく。この点において、本学で学び巣立っていった卒業生一人一人が建学の精神を体現している存在と理解することが出来る。学生達に対して、建学の精神を心に響く形で伝えると共に、建学の精神をその内に宿して生きる者である自覚を促すことが課題である。

幼児教育・保育の働きそのものが、「広く神と人ともに仕える」働きであり、本学の存在意義であることを、より多くの人に伝えることも大切な課題である。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

この建学の精神を担保する組織制度上の形態として、本学では法人役員及び要職を担う教職員にクリスチャンであることを規定し（クリスチャン・コード）、これを厳守してきていることを確認しておきたい。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-1 の現状>

保育科単科の短期大学である本学の教育目的・目標は、「本学は、教育基本法にのっとり、学校教育法の定める短期大学として、キリスト教精神を土台とし、広く学術を研究教授するとともに高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的とする。保育者に必要な価値観、知識、技術を身に付け、変化する社会情勢に対応できる豊かな人間理解の態度と能力を兼ね備えた人材の育成をめざすものとする」としており、キリスト教精神を土台としている本学の建学の精神に基づき確立している。また、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に定めている学習成果を明確に示している。

この建学の精神に基づいた教育目的・目標は、学生便覧、本学ウェブサイト、大学ポートレート等で学内外に表明している。学生に対する説明については、前期オリエンテーション時に学生便覧を用いて丁寧に説明し、理解を図っている。特に新入生に対しては、学長および宗教主事が入学式やオリエンテーション開会礼拝のなかで、本学の歴史とキリスト教との関わりについて伝えるとともに、建学の精神についての丁

寧な説明を行っている。また、その後のオリエンテーションにおいてグループに分かれてカリキュラムについて説明を行う際、学生便覧を用いて教育目的・目標に言及した上で、詳細な履修指導を行っている。学外に対しては、オープンキャンパスや高校訪問、高校内ガイダンス等の場で、建学の精神と併せ教育目標・目的も高校の教員、参加者に伝えている。その他、保育・教育実習の訪問指導の際、機会がある度に各園で説明を行い、周知に努めている。

教育目的・目標の点検については、就職先からの要望、実習先からの指摘・要望、卒業生アンケートを参考に、定期的に点検し、教育目標の検証や見直しを進めている。地域でのボランティア活動・公開講座等での要望・意見なども例年は参考にしているが、令和2年度はコロナ禍により地域交流の機会が激減したため、自己点検に資する具体的な参考意見を集めることができなかった。

[区分 基準 I -B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-2 の現状>

保育者養成の単科の短期大学としての学習成果は、建学の精神に基づき、学則やディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）として定めている。

学習成果について、学内には前期オリエンテーション、各授業の初回等機会あるごとに説明をし、学生便覧にも記載し周知している。非常勤講師に対しては、シラバス作成依頼時に共通理解を図り、学習成果の周知徹底を行っている。学外には大学案内・本学ウェブサイトやオープンキャンパスでの説明で表明している。

「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」との学校教育法の規程に照らして、定期的に点検を行っている。学生の学修成果は、個人成績評価や GPA で査定するとともに、教職課程履修カルテを通しても行っている。そのほか、初年次に履修する「基礎演習」の内容を令和元年度よりリサーチリテラシー中心に切り替え、学生各自が選択したテーマについて調査・考察し、レポートにまとめたうえポスター発表を行い、自己評価と相互評価を実施している。さらに、2年次にゼミナール形式の授業として設定している「現代保育・教育問題演習」に引き継ぎ、学生それぞれが見出した課題について探求した成果のまとめである「卒業研究レポート」の作成を行なっている。卒業研究発表を経、初年次のルーブリックからさらに高度化したものに沿って、自己評価、相互評価を実施し、学習成果の可視化を図っている。こうした多角的な結果と併せ、最終的には、幼稚園教諭免許状・保育士資格取得の有無が学習成果と言える。

また、数的測定が困難な学習成果、例えば「総合表現」は、2年間の学びの集大成として、学生が個々に選択した役割を担いつつ、全学生が共同して総合的表現活動を行う。例年「クリスマスの降誕劇」をクリスマス礼拝の発表に向けて作り上げてきたが、コロナ禍により断念し、感染予防策を講じつつ、グループワークで降誕劇の動画を作成する「デジタルページェント」に切り替え、近年、教職課程のコアカリキュラムにおいても活用が推奨されている ICT を積極的に用いる内容を実施した。これは、単なる学習成果のみならず、建学の精神への理解を深めることにもなっている。

本学での一連の学びの学習成果が大学での学習成果となるよう、学校教育法第 18 条の「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」の規定に照らし、また短期大学設置基準（第 4 章教育課程）に照らし合わせながら、成績判定や卒業判定においても、この学習成果を点検している。

[区分 基準 I -B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I -B-3 の現状＞

本学では、建学の精神に基づいたアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを一体的に定め、保育者として必要な価値観、知識、技術、社会人としての責任感、行動力などを学生が修得できるよう教育に当たっている。

この三つの方針を策定するに当たっては、学長の指示の下で、平成 30 年度より見直しを開始し、令和元年に大きくくり化した新たなポリシー策定が完了した。

文部科学省の『三つのポリシー策定と運用に係るガイドライン』に従い、一体的で整合性のあるものとして策定することに留意し、平成 30 年度にディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーを策定した。それらを十分に踏まえ、令和元年にカリキュラム・ポリシーの策定を実施した。

ディプロマ・ポリシーと並行してアドミッション・ポリシーの策定を行った。策定に当たっては、「学力の 3 要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているか等を、できる限り具体的に示すことなどを心掛けた。

カリキュラム・ポリシーの策定に当たっては、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーを踏まえた上での教育課程編成、当該教育課程における学生の学修方法・学修過程の在り方等を具体的に示すこと、大学教育の質的転換に向けた取組の充実を

重視すること、学位授与に求められる体系的な教育課程の構築に向けて初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の様々な観点から検討を行うこと、初年次教育については、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるようにする観点から充実を図ることを心掛けた。

以上のような方法で案を作成し部長会で検討し、学長が改正案を教授会に諮り決定している。令和元年度までは、改正前の「方針」に基づいて、教育課程・授業計画を策定し、教育活動を展開し、卒業認定がなされてきたが、令和2年度からは改正に着手している「方針」に基づいて、教育課程・授業計画を策定し、教育活動を展開し、卒業認定がなされた（提出-3.8）。

三つの方針については、入学前のオープンキャンパスでも説明をし、入学後のオリエンテーションでは、カリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目や授業方法についての説明と卒業時の目標としてのディプロマ・ポリシーを説明している。また、教員は、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを確認しながら教育活動にあたっている。

これら三つの方針は、本学ウェブサイト、募集要項、学生便覧、授業計画・内容（シラバス）に掲載し表明している。また、令和元年度に策定した新しい三つの方針は並行して策定されたアセスメント・ポリシーが施行される際の拠り所となる見通しである。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学は、学則第1条に「高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的」としているが、この教育目的に基づく人材養成が十分に地域・社会の要請に込えているかが課題と思われる。

教育の効果については、免許状・資格の取得状況や卒業時の進路、そして就職先での評価や実習先での評価など外部関係者からの声で定期的に点検しているものの、十分ではない。アセスメント・ポリシーの策定が完了したため、新たな3つのポリシーに基づき、学習成果を査定する具体的な方法や年間の実施工程を明確にしていく必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

本学における自己点検・評価については、頌栄保育学院例規集「自己点検・評価委員会規程」に定めている。本学の自己点検・評価委員会は、認証評価を含む短期大学の自己点検・評価活動を担う組織として、教授会のもとにある各部委員会の一つと位置付けられている。自己点検・評価委員会は、毎月定例の教授会での議題提示・報告を行う体制を有する。また教授会に陪席している事務長によって、事務職員会で必要事項が事務職員へ共有されている。委員会会議は必要に応じて開催されている。

2020（令和2）年度の本学での自己点検・評価活動については、例年とは大きく異なった。授業評価アンケートや入学時アンケート、卒業時アンケートといった各種アンケートについては、これまで本学では紙面により実施してきたのだが、新型コロナウイルス感染症の影響により、遠隔授業となったため、学生が登校しない中での実施ができなかった。また、アンケート内容の改訂について検討していることや、各種アンケートの集計作業を学内で行っていることによる業務負担面から、外部業者に集計作業等を委託し、遠隔でも対応できるようにインターネットでの回答が可能にすることが決まった。そのため、今年度は新たにアンケートを作成し、委託業者を選定する作業に注力した。また例年通り主体は他部署ではあるが、新卒業生アンケート（進路支援室）を行った。非常勤講師との懇談会（教務部会）については、昨年度と同様に2021（令和2）年1月に実施し、学内からは学長と教務部教職員が参加する小規模の形で行った。さらに例年はFDを本委員会が担っていたが、新たにFD・SD委員会が発足し、FD研修会や相互授業参観といったFDに関する事業は、移行している。以上の各事業は、計画、実施、結果の検討と活用促進、課題抽出を行うPDCAサイクルの体制で進めるよう、自己点検・評価委員会からの働きかけを常に行っている。

自己点検・評価報告書は定期的に作成し、公表することとしている。毎年度分を作成し、それを本学ホームページで公表するようにしているが、2020年度分は原稿が揃わず、発行が大幅に遅れた。その他、自己点検・評価報告書執筆の基礎的資料となる各部委員会の年度ごとの報告書である「頌栄短期大学各部委員会活動報告書」は、2020（令和2）年度分を作成しており、教職員および理事会・評議員会で共有している。

上記の定期的な自己点検・評価活動は、全教職員が関与している。毎月の教授会や事務職員会で議題や報告として取り上げるとともに、日常的には学内情報共有システム（サイボウズOffice）での意見募集やその時々でのふり返しを行っている。2020（令和2）年度は実施できていないが、授業評価アンケートのフィードバックなども、教職員全体に公開することで、意識共有を図っている。また、業務計画・実施報告シートを作成しており、その内容を各部署内で検討する形で、全教職員が関与している。さらに、各教職員が各自の自己点検・評価を行う形もとっている。

高等学校等の関係者による本学の自己点検・評価活動に対する直接的な参加はないが、本学主催で開催している高等学校教員に向けた入試説明会や、全教員と入試広報

室職員が指定校推薦入試枠を付与している高等学校へ出向いて行う入試説明の場で、高等学校関係者から入学試験に関するだけでなく、本学に対する様々な意見をいただいた内容について、必要に応じて本学にて検討・反映している。また、新卒業生の就職先である保育・教育・福祉施設に教員が訪問し、卒業生に関することをはじめとして本学の教育等に関する意見についても聴取している。

自己点検・評価の結果の活用は、自己点検・評価委員会が推進する形で積極的に図られている。自己点検・評価の結果は、各教職員、各部委員会、教員全体、組織全体という各レベルでの PDCA サイクルを意識して、活用を行っている。例年は授業評価アンケートの集計結果と科目担当者からのフィードバックコメント、授業相互参観コメントシートは、PDF ファイルとして冊子化し、自己点検・評価委員会および教授会で組織的に共有検討した上で、教員間の学び合いに活用されているが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、授業評価アンケートや相互授業参観が実施できていない。また、各種アンケート結果を迅速に配信し、各部委員会の議題として具体的な活用を検討するよう要請し、その成果を年度末の事業報告書や自己点検・評価報告書に明記するよう促している。今年度から、各教職員個人の自己評価表（振り返り）が導入され、各自の教育・研究や業務に対する改革・改善の活用に努めている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については、アセスメント・ポリシーを 2019（令和元）年 10 月に策定した。ディプロマ・ポリシー（DP）、カリキュラム・ポリシー（CP）、アドミッション・ポリシー（AP）の 3 つのポリシーに基づいて、短大（機関）レベル、学科（教育課程）レベル、科目レベルの 3 段階で学生の学習成果を測定・評価し、その結果を教育の改善へとつなげていくことを目的としている。

本学では、学位授与数や、幼稚園教諭二種免許状および保育士等の資格の取得状況、進路状況、GPA の活用、成績評価、各種アンケート等において、学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。

授業評価アンケートや卒業時アンケート等の各種アンケートについては、実施毎に自己点検・評価委員会において振り返り、課題等の意見交換を行い、点検をしている。授業計画・授業内容（シラバス）については、教務部会によって、毎年、内容の検討・点検が行われている。このように査定の手法を定期的に点検している。

さらに、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていないが、毎年度

卒業直前の2年生対象に学習成果を含めて幅広い内容で実施する卒業時アンケートや、卒業後2ヶ月程度の卒業生対象で主に就職後の状況を尋ねる新卒業生アンケートによって、在校生・卒業生の視点で、建学の精神やディプロマポリシー（学位授与の方針）の達成度、教育課程への満足度等を把握し、結果を各部委員会や教授会で共有して、改善へとつなげている。

また、授業科目担当者が授業計画・授業内容（シラバス）に各授業科目の評価の方法と評価基準を示し、シラバスに沿った授業を実施後、試験、レポート、実技試験等により成績評価を実施し、学生個人の試験結果や学生による授業評価アンケートをもとに次年度の授業の改善を行っている。この他にも様々な形で、教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。

学校教育法、短期大学設置基準、教員や保育士養成等に関わる法令、公文書等の制定・改正について教授会等で資料を提示し、情報を共有して法令順守に努めている。教育課程に関する研修会等には、代表の教職員が参加し、教授会と事務職員会を通じて全教職員に報告を行っている。非常勤講師に対しては、必要に応じて懇談会等にて説明をしている。

本学の教育課程は、2年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得できるよう、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを随時確認し、関連省庁の通知等を遵守して編成している。教職課程に関しては、教育職員免許法及び施行規則の規定に従い必要な手続きをとっている。保育士養成に関しては、厚生労働省の「指定保育士養成施設指定基準」を遵守し、各科目の授業内容や単位数等を遵守している。このように関係法令・規則・基準等に遵守することでも、教育の質を保証している。

<各段階における評価指標>

	入学前・入学時 アドミッション・ポリシーに 適う入学者かどうかの 検証	在学中 カリキュラム・ポリシーに 則って学修が進められて いるかどうかの検証	卒業時 ディプロマ・ポリシーを 満たす人材となったか どうかの検証
短大(機関)レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・入学試験 ・調査書等 ・入学時アンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ・休・退学率 ・短大生調査(秋) ・課外活動状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・学位授与数 ・進路状況 ・卒業時アンケート
学科(教育課程)レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・入学前課題 ・入学前教育 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期試験 ・GPA ・休・退学率 ・修得単位数 ・出席率 ・学生調査(秋) ・課外活動状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPA ・資格、免許取得状況 ・単位修得状況 ・卒業時調査 ・進路状況 ・学位授与数

		<ul style="list-style-type: none"> ・履修カルテ ・ポートフォリオ 	<ul style="list-style-type: none"> ・履修カルテ ・ポートフォリオ
科目レベル	<ul style="list-style-type: none"> ・入学前課題 	<ul style="list-style-type: none"> ・授業アンケート ・成績評価 ・卒業成果物 ・学外実習評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・単位修得状況 ・履修カルテ

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

2020（令和 2）年度は、新型コロナウイルスの影響で、例年実施してきた各種アンケートなどが実施できなかつたため、次年度はコロナ禍の中でも実施できるようにしなければならない。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

2020（令和 2）年度に実施予定であった、大阪キリスト教短期大学との相互評価は次年度に延期となった。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、資格取得の要件、成績評価の基準を明確に示している。卒業要件は短期大学設置基準第 18 条に基づき学則第 26 条に定められ、学位授与に関しては、学則第 28 条と学位規程に基づき短期大学士の学位を授与する要件を規定している。これらの学則、学位規程は、学生便覧に記載され、周知している。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、本学ウェブサイトや学生便覧に掲載し、学内外に表明している。本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下のとおりである。

ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

所定の単位を修得し、以下の力を身につけた者に「短期大学士(保育学)」の学位を授与します。また、定められた単位の修得により、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を取得することが出来ます。

力)

1. 子どもに対する愛情を有し、人間性と社会性を支える倫理観と教養を身につけている。
2. 子どもの成長・発達について理解し、保育の専門的知識および技術をもって子どもの最善の利益の実現に向けて行動することができる。
3. 他者の意見を聴き、自らの考えを的確に伝えるコミュニケーション能力を有している。
4. 現代保育・教育における諸課題に関心をもって取り組む姿勢を持ち続け、生涯にわたって保育の発展に貢献することができる。

学位授与の方針は、所定の単位を修得し、かつ社会人、職業人として自覚と責任を持った行動ができると判断した学生に学位を授与するとしており、社会的に適用性がある。また、学校教育法第 104 条の 3 のとおり短期大学士の学位が授与され、国際的にも適用性があるといえる。

卒業認定・学位授与の方針の定期的な点検については、多角的な学習成果に関するデータをもとに定期的に点検をしている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
 - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応して、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を定めている。これに従い、本学は幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方を2年間で取得できるよう、学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を体系的に配置し教育課程を編成している。また、カリキュラム構成図（カリキュラムマップ）により、各授業科目と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の繋がりを、整合性をもって確認できる形としている。本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のとおりである。

カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1 教育課程の編成

本学の教育目標を達成するため、下記のような教育課程を編成します。

(1) 基礎教養科目

1. 豊かな人間性や社会性を育むため、キリスト教関連科目を基底とした教養科目
2. 学習・研究のための言語・情報系科目
3. 健康な身体作りと健康に関する基礎的知識を深める科目

(2) 専門科目

1. 保育の本質・目的に関する科目
2. 保育の対象となる子どもと家庭への理解を深める科目
3. 保育に関する知識・技能を習得する科目
4. 保育の現場で学ぶことができる科目
5. 現代保育・教育における諸課題を探究する科目

2 授業形態とその特色

主な授業形態である①講義、②演習、③実習、④実技をとおり、保育者としての教養と専門性を身につけます。

1年次は「基礎演習」「頌栄学」など、主体的・協働的な探究活動が中心の科目において、保育に必要な、社会性、コミュニケーション能力、子ども理解力を養います。2年次は「基礎演習」で培った「聞く」「調べる」「読む」「書く」力を活かし、ゼミ形式による「現代保育・教育問題演習」を核として理論と実践を結合し、子どもの最善の利益を生み出すための能動的な学びと実践を遂行する力を培います。

実習では、保育現場における学習に取り組むことで、保育の専門性を高めます。特に、系列園と連携した観察実習や現場の教員を交えた討議などの実践的教育に取り組むなかで、現場スキルの向上を目指します。

3 教育課程の評価

教育評価は、PDCA サイクルの一環として位置づけています。保育者として必要な専門性と学生の発達を十分に勘案し、学習到達目標や成績評価基準を設定し、自己点検・評価の結果を次年度以降の教育課程の改善、見直しに活かしています。

この教育課程は、短期大学設置基準第5条、第6条にある教育課程の編成方針にのっとり、体系的に編成をしている。

基礎教養科目については、建学の精神および教育理念に基づいたキリスト教必修科目を卒業必修単位として、人間の尊厳性を学び、豊かな人間性を育む学びの基底を形成している。「頌栄学」は、建学の精神に関するフレーベルやA.L.ハウについての学びを中心としつつ、人間の尊厳性に関わる様々なテーマを取り上げる1年次の必修科目で、自ら考えて学ぶことが重視されている。また、免許・資格の取得のために法令で規定されている科目の他、四年制大学3年次編入等にも繋がるよう英語Ⅱを設けている。

専門教育科目は、1年次に保育に関する基礎的な内容の科目を多く開講し、段階を追って専門性を高める科目を配置し、学習成果につなげている。保育に必要な専門的知識は、講義での学びをもとに、演習や実技、実習科目での実践的な学びにつなげて、専門性と実践力が身につけられるように編成している。

特に実習科目は、本学の教育の根幹をなすもので、専任教員・実習担当非常勤講師が委員会に所属して実習指導に注力している。実習指導室所属の非常勤講師は現場経験が豊かな者を採用し、また関係幼稚園・保育園等の保育者を外部講師として招くことも多い。各実習の事前事後指導では、観察記録や指導案作成など個々が実践的に取り

組む課題を多く設定する他、グループ討議等を取り入れて、学生の主体的な学びを促している。2年間の全実習が有機的に繋がるよう、実習ごとの自己課題の明確化、実習評価のレーダーチャート化、それをふまえた個人面談等を実施している。実習関連で本学が特に力を入れている独自のプログラムは1年次後期の観察実習で、保育実習Ia（保育所）に先立ち、本学関係の保育園・幼稚園で継続的な観察を行い、実習記録の書き方や観察の視点について丁寧な個別の添削指導を行うものである。

2年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得を目指すため、1年間で取得する単位数が多くなる状況があるが、CAP制を設け、年間において履修できる単位数の上限を定め、出来る限りの努力をしている。

成績評価については、シラバスで科目ごとに『評価の方法』として明記し、その方法・基準に基づいて行なっている。成績評価に当たっては、多様な活動の成果を評価する観点から、授業時の小テストやミニレポート、授業内での実技発表についても評価観点を明示するなど、教育の質の保証に向けて、適切に成績評価を行えるようにしている（提出-2）。以上のことから、成績評価は学習成果の獲得を念頭に、短期大学設置基準等にのっとり判定基準のもとで行っている。

シラバスについては、シラバス作成を依頼する際、『シラバスについて』『シラバスの書き方』という文書を全科目担当教員に配布し、授業の概要、授業の到達目標、評価方法、授業計画・ねらい、事前・事後の自主学習について、テキスト、参考書・参考資料等、その他オフィスアワーについて等明確に示すようにしている（提出-2.4）。各教員から提出されたシラバス原稿をシラバス作成担当者以外の教員で確認し、各項目が適切に書かれているか等チェックを行っている。

通信による教育を行う学科・専攻課程は設けていない。

教員の配置については、短期大学設置基準第7章「教員の資格」にのっとり、専任教員審査を行い、専門性、業績等の適性を充分考慮して、担当科目を決めている。特に、実習指導については、豊かな現場経験を有する非常勤講師を複数配置し、実践的な指導を行っている。

建学の精神を土台とし、教育課程の検討をカリキュラム委員会において行なっている。平成29年度より見直しを行ってきた教育課程は、平成30年度の教職課程再課程認定、保育士養成課程の変更に伴う整備を経て、令和元年度生より新たな教育課程で運営しており、さらに令和4年度に「教科」から「領域」へ移行する見通しでの編成検討を進めている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-3の現状＞

基礎教養科目は、豊かな人間性や社会性を育むための科目である。その中でも、建学の精神であるキリスト教の教え、信仰、歴史について保育科1年で学ぶ「キリスト教学」、本学を創設したアニー・L.ハウの実践の学びである「頌栄学」、保育科2年で学ぶ「キリスト教保育」は、本校が、日本で現存する最古のキリスト教主義保育者養成校であることを誇りとすることを学生に伝え、キリスト教保育とは何かを多角的に学ぶ機会を提供するものである。

基礎教養科目は1・2年次に配置され、次のような形で専門教育科目につなげていけるようにしている。「頌栄学」は「総合表現」、「体育（実技）」は「幼児体育Ⅰ」「幼児体育Ⅱ」、「心理学」は「教育心理学」「保育の心理学Ⅱ」へつながっていくなど、基礎教養科目での学びが専門教育科目への学びに関連している。

2年間にわたり、建学の精神の学びを通して、幅広い知識の修得をめざす。広く豊かな教養を修め、学習を図っている。また社会人としての将来保育者として職に就くために必要な専門教育科目を修得し基礎教養科目と合わせて、「豊かな人間性と高い専門性」を有する保育者として、社会から大いに求められるように教養教育を行っている。

今後は、より多角的かつ定期的に学習成果を測定、検証することで、基礎教科目の改善に取り組んでいく。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4の現状＞

本学の職業教育は、令和元年度より「キャリアへのアプローチ」という新設科目により教育課程の中には位置づけ、従来より実施してきた「進路ガイダンス」と連携させつつ、進路支援室の教職員が中心となり、体系的に実施している。

令和2年度の進路ガイダンスは、1年生と2年生を対象に実施した。進路ガイダンスでは、授業や実習等とキャリア形成が有機的に繋がっていることを伝え、社会人、保育者としての基礎的な常識・マナー等の指導を行っている。資料として「就職の手引き」、また、保育現場で働く卒業生による保育職の魅力に関する講演、就職試験対策、模擬試験、模擬面接、履歴書指導の他、キリスト教主義園内定者へは卒業前に別のガイダンスを実施している。また、就職後のバーンアウト等の予防をテーマとして本学学生相談室カウンセラーによる講義を行っているほか、実習指導や教職・保育実践演習（幼）といった授業と連動しながら個人情報取り扱いもプログラムとして実施している。

また、保育職に就く意識を高めるために、保育現場との関係を深めて進路支援にも

活かすため、例年は私立の幼稚園・保育園と保育者養成校との懇談会等にも積極的に参加していたが、コロナ禍により、その機会が激減したが、時期をずらしつつ実施することができた実習を通し、進路支援のパイプを保持することができた。さらに、例年、活発に行われていた夏休み期間を中心とした保育ボランティアも実施が困難であったため、現場体験が十分ではないことを考慮し、進路支援室が現場とのマッチング等については、通常以上に提供する情報量を増やすなどして支援している。

本学は保育科であることから、教育課程を通じて入学者のほぼ全員が幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得しているが、保育職をはじめとするキャリアへの意識向上や免許・資格を活かした就職に、進路支援室の活動が貢献している。他にも、資格取得の取り組みが学生のキャリア形成に繋がるよう、全員が市民救命士小児コースを受講していたが、令和2年度はコロナ対応による感染予防を優先し、見送ることとなった。一方、社会福祉主事任用資格、ピアヘルパー資格取得の支援は、例年通り実施された。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

下記アドミッション・ポリシーに示された入学者受け入れの方針は、本学の建学の理念を理解し、ディプロマ・ポリシーおよび、カリキュラム・ポリシーに則った学習成果を達成することを目指す人物を求めるよう、以下のように設定されている。

本学の教育目標を達成し、高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成するために、次のような学生を求めます。

1. 子どもを愛し、大切に守り育てていこうとする人
2. キリスト教精神に基づき社会に貢献する意欲をもち、保育者になるという強い

意思と情熱をもっている人

3. 高等学校等で養った基礎学力を有し、保育の知識と技能を身につける努力を惜しまない人
4. 人とのつながりを重んじ、他者との相互理解に努めようとする人

平成 31 年度にディプロマ・ポリシーと一貫性を持つ形で改訂されたこのアドミッション・ポリシーは、建学の精神とともに学生募集要項の冒頭や本学ホームページに掲載されるとともに、学生便覧においても学則に続いて他のポリシーとともに記載されている。

本ポリシーに基づき、入学者選抜方法においては高大接続の観点から、高等学校 3 年間の学習到達状況について出願書類（志望動機、調査書、指定校推薦では評定平均値が 3.3 以上、推薦書）等を通じて把握に努めている。また入試当日においては受験者全員に対して面接を行い、入学前の学習成果や社会活動等を把握し、学びの意欲や保育への適性等を評価することでアドミッション・ポリシーの確認を行っている。

入学選抜の方法別にみるならば、上記ポリシーに基づき多様な選抜の方法を取りつつ行っている。例えば、アドミッション・ポリシーの 1～4 の各項目を面談やレッスンという多様な場面設定（令和 2 年度はコロナ禍により後者のレッスンについては実施せず、面談において課題への取り組みについて意思を口頭で確認するに留まった）を通じて対話的・形成的に評価する総合型選抜がまず挙げられる。また、本学の教育理念に対する理解については本学の教育を理解する高校との継続した関係、キリスト教的理念を介した関係、保育という仕事への家族・親族内での継承関係、などを踏まえた学校推薦型選抜（指定校）および、キリスト者入試、ファミリー入試が行われている。これらについては、評定平均値、選抜基準を募集要項において明示することで適正に行われている。さらに、学校推薦型選抜、一般入試、社会人・学士取得見込み者入試を通じて、広く社会貢献を志向し、保育者に関心を示す受験者層を迎え入れる態勢をとっている。

授業料については学生納付金すべてを募集要項において、初年度 2 年次ともに内訳を示しつつ必要な経費を明示している。

これらアドミッション・オフィスの業務は入試広報室が担当し、受験生に対する対外的窓口となる一方で、入学予定者に対して教務部が実施する入学前課題提示とそれを題材とした入学前スクーリングへと引き継ぎ、就学後のカリキュラムへと繋ぐ役割を担っている。

受験を希望する受験生や保護者、高校の進路指導担当者に対しては、オープンキャンパス、入試個別相談会（大学祭、クリスマスの夕べ、等の行事当日にも実施）を通じて、本学で既に学習過程にある学生の多数の参加を得て 2 年間の学生生活を通じた学びの具体的な情報提示の場を提供している（令和 2 年度はコロナ禍により、大学祭、クリスマスの夕べの相談会については行事の中止に伴い実施しなかった）。オープンキャンパスにおいては、本学における学びとの接続という観点から、このアドミッション・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの連携について説明の場を設けている。学外者の問い合わせについてはこれらの機会に設定される相談コーナーのみならず、日常

的に電話もしくは大学ホームページ問い合わせフォームからのメッセージに対応するとともに、希望に応じたキャンパス見学を随時実施している。

入試広報室では、教職員による高校訪問を通じた高等学校関係者の意見の聴取とその報告書の提出を依頼している。入試広報室はその資料集積・分析を通じて高等学校での教育・進路指導の現状を把握し、入試方法の改善等に向けた資料としている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

シラバスにおいてそれぞれの科目の授業のねらい、到達目標が記載されており、各科目における具体的な学習成果が示されている。各科目において、半期ごとに学習成果を獲得できるように授業計画をたてている。

学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得を含む形で、具体性をもって定められている。また、カリキュラムマップにより、学生が卒業や資格取得までの見通しを持ち、学習成果の具体性や達成可能性、実際的な価値を捉えられるよう努めている。その教育課程を経て、卒業者の大半が幼稚園教諭免許状と保育士資格を取得しており、学習成果は達成可能で、2年間という基本的な修業期限内で獲得が可能となっている。令和2年度の卒業時の取得率は、幼稚園教諭免許状については100%、保育士資格については98.9%である。加えて、毎年、保育者としての就業に必要なものとして、修業期間内に取得できるよう、全学生を対象に学内で講習を設定してきた市民救命士（小児コース）は取得率が100%となっていたが、令和2年度はコロナ禍により実施することができなかった。

また、ほぼ全ての学生の資格・免許取得という形で、各授業科目の学習成果の積み重ねが明確に実現し、さらに幼稚園・保育所・認定こども園・社会福祉施設等の保育福祉現場への就職へとつながっていることから、本学の教育課程の学習成果は測定可能で実際的な価値があるといえる。保育職希望者の就職率は100%を継続している。

授業科目レベルでは、個々の学習成果を検討するために、「授業計画・授業内容（シラバス）」内で、「授業の到達目標」を明確に記述し、「事前・事後との自主学習について」、「評価方法」等を具体的に記述する形で、求められる量的・質的学習成果を確認しやすくしている。より学生側の視点に立った学習成果の示し方とその査定について、非常勤講師を含む教員全体が明確に共通認識をもてるよう、シラバス作成時に、「～ができる」「～を説明できる」等の表現も例示して丁寧に説明を行っている。このシラバスをもとに各教員は、学習到達目標の達成が可能となるよう授業を行い、成績評価を通じてその査定を行っている。各授業科目で獲得可能な学習成果が定められ、大半の

学生は科目の学習成果を開講期間内に十分に獲得している。「教職・保育実践演習(幼)」での履修カルテ作成は、学期ごとの学習成果を詳しくふり返る機会であり、学生自身およびコメントを記載する教員にとって、教育課程を通じての学習成果を量的・質的に査定する機会となっている。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

GPA 測定により総合的な学習成果の測定を行い学習指導、学長表彰の選考に活用している。今後、実習や進級、卒業判定の資料としての活用も検討していく予定である。また、学位取得者数、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状取得者数は、卒業判定時に教務部会に挙げられ、学習成果獲得状況が把握され、教授会で報告されている（提出-6）。学生の業績の集積（ポートフォリオ）については、例えば「音楽Ⅰ～Ⅲ」において、一人ひとりの進度が記録されており、進度と到達度がわかるようになっている。

学生調査については、例年入学時アンケート、卒業時アンケートや短大生調査を実施し、学生の満足度、2年間の学習成果、授業外学習時間など内容について集計を行っているが、2020年度については新型コロナウイルス感染症の影響で、短大生調査のみ実施できた。また、学生の自己評価による「教職課程履修カルテ」や「授業評価アンケート」の結果も集計を行い、学習成果の獲得状況把握に活用されている。雇用者への調査については、実習巡回や就職先訪問の際に聴取した内容を報告書にて提出し、実習委員会や進路支援担当によって集計されたものが教授会で報告されている。年度末に集計される在籍率、卒業者数、就職者数、進学者数、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得者数は、教授会で報告され、その結果について検討が行われている。また、卒業者数、就職者数、進学者数、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得者数は、ウェブサイト上で公開している

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得していることから、卒業生の9割以上が保育職に就いている。全教員と進路支援室職員で、例年毎年5月から6月にかけて、公立園と縁故により就職した園を除いて新卒業生の全ての就職先を訪問している。2020年度はコロナの感染拡大状況を見ながら11月までかけて対象園を訪問した。

その際に卒業生に対する各園での評価を聴き取り、訪問記録用紙による報告を進路支援室で集約している。また、保育実習や教育実習の巡回指導の際にも卒業生が就職している保育現場の場合には、進路支援室からの依頼で、許される範囲での卒業生の評価を聴き取り、必要に応じて実習指導室から進路支援室に情報が提供される。

また保育者養成校と幼稚園や保育園などの団体との懇談会には積極的に参加し、卒業生の就職先の関係者との懇談により卒業生の評価を聴き取っている。

就職園の関係者の来校などの様々な機会に得られる卒業生の情報については、進路支援室に集約され、教授会での報告を経て学習成果の確認に生かされている。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学は、保育科のみの単科であるため、カリキュラムでは、学習成果を念頭に置きながら、保育者養成を目標とした科目編成を行うことができるが、免許・資格に必要な科目を中心にカリキュラムを編成しているため、科目選択の幅がないという問題を有している。その中でも、時代の要請と学生の実情に合わせたカリキュラム編成のための定期的な見直しを行いながら、本学の特色を活かし、より時代と社会のニーズに応じた保育者養成を目指した教育課程を編成することが課題である。

学生の業績の集積（ポートフォリオ）、については、集積の方法と学生へのフィードバックをどうしていくのかを検討していく必要がある。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みについては、測定方法、評価方法の検討、またその活用法も検討していく必要がある。

学習成果の測定、評価に関する公表について、学習成果の一端となる卒業生数などをウェブサイト上等に公表はしているが、学習成果の公表は十分とは言えない。今後様々な方法で測定された学習成果を評価し、公表できるようにしていく必要がある。

学生の卒業後評価への取り組みについては、情報の収集は行われているが、情報の共有、学習成果の点検には、活かされていないため、今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学は建学の精神に基づくディプロマポリシー（学位授与の方針）を定め、教員はカリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）とそこでの各授業科目の位置づけを理解してシラバスを作成し、成績評価を行っている。成績評価は、科目担当教員が成績評価基準を詳細に定め、各教員の責任の下で行っている。「授業計画・授業内容（シラバス）」において、成績評価基準は、「授業の到達目標」に対する学生の達成度をどのような基準と方法で評価するのか具体的に記載され、「授業への取り組み状況」「小テスト」「レポート」「リアクションシート」「定期試験」等の項目ごとに、評価割合が明記されている。

学習成果の状況の把握は、授業科目レベルでは各学期末の教授会において、教育課程レベルでは卒業判定会において、全専任教員で行っている。また、特定の学生を各教員が受け持つ担当制を通じて学習成果の獲得状況を把握し、きめ細やかな指導につ

なげている。担当教員は、様々な場面での面談（1年次前期は学習・生活状況、2年間を通じて各実習後に実習状況、2年次は進路について）や、「教職・保育実践演習（幼）」の履修カルテへのコメント記入等を通じて、学生の学習・生活状況を継続的に把握し助言を行っている。その把握内容は、学務部や実習委員会等で組織的に共有され、個別の配慮や指導を行う等の組織的な学習支援につながっている。学期途中においては、小テスト等の結果を通じて、また授業実施日と実施内容等の状況をシラバスの対応表に書き込む形で、教員が学習成果の状況を適切に把握している。

教員は、例年毎学期末の授業評価アンケートにより、学生による授業評価を定期的に受けている。各教員は後日、授業評価アンケートの結果を受け取った上で、「授業評価アンケートをふまえたフィードバックコメントシート」を提出している。これらの結果は、各教員へフィードバックするとともに、全体の集計結果を自己点検・評価委員会で共有・検討し、学内公開しており、教員全体で十分認識されている。しかし、2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていない。

学生による授業評価アンケートの結果の授業改善への活用は、「授業評価アンケートをふまえたフィードバックコメント」により可視化されている。授業評価アンケートを学習成果の把握と授業改善に一層活用できる形に発展させるべく、自己点検・評価委員会のもとに「授業評価アンケートワーキングチーム」を設置し、用紙の様式や質問項目、実質方法等の改善に向けて検討を重ねている。

授業内容について担当者間での意思の疎通、協力・調整は次のように図っている。実習関係では、毎月の実習委員会で、各実習の事前事後指導や本実習の内容を詳細に共有しており、授業内容についての協力・調整は非常に充実している。また、観察実習記録の添削指導に関しては、非常勤講師を含む実習担当教員に加え、保育内容系の教員も参加して、観察実習の開始前また必要に応じて期間中にも、添削の方針や基準を話し合う時間を設け、協力体制を構築している。添削指導の詳細については、学内システム（サイボウズ）を活用して、随時意見交換をしながら進めている。また、多数の教員が関わる科目（1年次通年「基礎演習」、1年次後期「頌栄学」、2年次通年「現代保育・教育問題演習」後期「教職・保育実践演習（幼）」）では、開講前に教授会で共通理解を図るほか、学内システム（サイボウズ）を用いて、授業内容の詳細、学習成果獲得の経過、検討課題等を丁寧に共有している。

FD活動は、上述の授業評価アンケートが一つの重要な柱となっている。授業評価アンケート結果にもとづくフィードバックコメントの作成や、結果共有後の振り返り（自己点検・評価委員会、教授会）に基づき、各教員は授業・教育方法の改善を行っている。FDに関わる学外研修への参加も、各教員に勧めており、令和2年度はコロナ禍によるウェビナー等も盛んであったため、参加しやすいとの声も多かった。また、コメントシートは忌憚ない意見を記述できるようなフォームとし、授業改善の促進を図っている。さらに、令和元年度より実施の新カリキュラムを円滑に運営することを目的とし、学修成果の可視化実現に向けた学内研修会を開催した。特に保育内容系や初年次教育系の担当別に、新入生に向けた導入ガイダンスの準備を行うなど、具体的計画に結びつく活動を展開した。

本学はキリスト教精神を土台とした保育者の養成を教育目的・目標としており、そ

の達成状況は、免許・資格の取得状況、保育福祉現場への就職状況、礼拝やキリスト教必修科目の授業評価等から、把握・評価され、教員間で十分共有されている。

学生に対する履修及び卒業に至る指導は、学務部教員を中心に入学時・進級時に行う学生全体への履修指導を基本とし、さらに学業不振や出席不良の学生に対しては教務部教員が中心となり、学生支援部と連携、連絡をしながら面談を行い、学習支援を行っている。また、個々の学生の支援担当教員は、様々な場面での面談（1年次前期は学習・生活状況、2年間を通じて各実習後に実習状況、2年次は進路について）や「教職・保育実践演習（幼）」の履修カルテへのコメント記入を通じて、継続的に各学生の状況を把握し、適切な相談指導を行っている。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。建学の精神に基づく教育目的・目標、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を認識し、学生の学習成果達成のために丁寧な支援・指導を行っている。学習成果の認識や、教育目的・目標の達成状況把握については、毎月の職員会を通じて全体で行う他、各所属部署の職務を通じてなされている。教務部会では学生の学習成果を毎月認識し、年度末には卒業判定資料作成に際し教職員全体で成績を確認している。

学生の成績記録は、学校教育法施行規則第24条、第28条に基づき、教務課職員が適切に管理、保管している。卒業後の成績証明書の請求にも適切に応じられている。また、実習先からの評価表についても実習指導室が、入試に関する成績等は、入試広報室の職員によって適切に保管している。その他の記録についても、個人情報保護の観点から、保管と廃棄については細心の注意をはらい行われている。

図書館では、保育・幼児教育に関連した資料を中心に108,756冊（令和3年5月現在）を備えており、特に絵本、パネルシアターの豊富な蔵書は学生の授業や研究、実習に大いに活用されている。例年、カウンターでは丁寧なりファレンスを行い、新着や推薦図書のコナーを設ける等の支援を行う他、新入生に対しては、入学後に図書館独自のオリエンテーションを実施して、図書検索システム等の説明を行う他、足を運びやすい環境を作っているが、令和2年度はコロナ禍により、遠隔授業の期間も多かったことから、学生に遠隔での図書館利用が可能となるサービスを実施し、貸し出し図書の自宅への郵送を行なった。また、授業の一部を図書館内で実施する授業科目もあり、その際は図書館職員がサポートを行ってきたが、感染症対策のもと、令和2年度は図書館での授業は実施されなかった。

実習前は、貸出数制限の緩和や貸出期間の延長など、特別の制度を設けて、積極的に図書等の利用を促し、利便性を大いに向上させている。また学生は、図書館の購入図書の希望をあげることができ、その希望に対する採否結果は、図書館職員が理由と共に図書館前に掲示している。通常は土曜日を含めて授業実施日には開館し、授業の開始終了時間の前後を含める時間帯で対応を行い、利用しやすくしているが、令和2年度は遠隔授業実施期間中、この取り組みも控えた。

図書館では、館内での個人学習やパソコン利用が学習に役立つよう図られているほか、保育関係を含めて学生の関心が高い雑誌を多く配置することで、利便性を増すとともに学生の居場所の一つにもなっているが、今後、遠隔授業が長引いた際、こういっ

た図書館の機能をどのように反映させていくかが課題である。

さらに図書館は、本学の創立者である A.L. ハウに関する貴重な資料・図書等の管理を担っている。本学の乳幼児研究所がハウ資料の主たる責任部署であるが、司書もその一員として関係資料の整理・保管作業に携わっている。一部の授業科目内で A.L. ハウに関する資料の閲覧希望もあり、乳幼児研究所と連携した対応を行い、学習を支えている。

なお、本学の図書館は卒業生に対する貸出や地域住民の閲覧利用、同一敷地内にある幼稚園の親子の利用など、開かれた場として運営されてきたが、コロナ禍で、卒業生からの電話やメールによるレファレンス業務は実施しているものの、学外からの来館利用は休止している。学生にとって、保育者として地域や社会における役割を考える態度の形成や、地域の親子と日々間近に触れ合う機会としても、図書館が広い意味で貢献し、在学生の学習成果獲得の支援も果たしてきたことから、ポストコロナに向けて、この取り組みの充実を図っておくことが課題である。

教職員は、各自に支給されている学内のコンピュータや学内 LAN を、日常的に学校運営に用いている。パソコン室を情報系の授業で使用する他、各教室に一台設置されているコンピュータはパワーポイントの映写やインターネット接続での情報提供等の形で、複数の授業で活用されている。

学生による学内のコンピュータ利用は、場所が限られるものの、B 棟 304 講義室と図書館のパソコンについて、入学時のオリエンテーション等で案内し促進している。B 棟内のパソコン室の LAN とパソコンは、専攻科生を中心に主に論文作成に活用されているが、保育科の授業の一部で使用される他、保育科生個人への利用へも開かれている。パソコンの OS 変更時には学内説明会を行っているが、日常的には学内パソコン担当の総務課職員が必要に応じてパソコン利用技術の助言を行い、対処している。令和 2 年度は長期にわたり遠隔授業となったため自宅での学習支援システムの活用が中心となり、学生による学内のコンピュータ使用はほとんど行われることがなかった。一方、教員は遠隔授業実施のため、オンデマンド授業の動画作成や、Zoom によるオンライン授業など、これまでに用いなかった方法でのコンピュータ活用がなされ、ポストコロナに向けた下地の経験となった。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続き者には「入学の手引き」を送付し、入学手続きの詳細をはじめ、学生生活、オリエンテーション等の情報を提供している。加えて、保育の学びに対する興味や意欲を持続し入学後にスムーズに授業参加が行われるよう、子どもをめぐる記事をテーマとした小論文、読譜力を習得することを兼ねたピアノと視唱の練習を課し、受講に必要な基礎力と学ぶ姿勢の育成を促す入学前課題を提示し、2月半ばにスクーリングとして、小規模の模擬授業や音楽レッスンを実施している。それらは、「基礎演習」「社会的養護Ⅰ」「音楽Ⅰ」等の授業に接続され、討議や実践に活用されている。

入学予定者に対しては3月下旬に登校日を設け、入学後の予定について説明を行い、新入生オリエンテーションにスムーズに接続できるよう配慮している。

例年、教務部の教職員を中心に、大学での学びや履修等についての説明、学習生活に関わるオリエンテーション等を丁寧に実施しており、新入生同士の仲間づくりに加えて、オリエンテーションの効率的な実施や、新入生のサポート強化も目的として、入学後に「基礎演習」の導入プログラムを実施している。令和2年度は年度当初よりコロナ対応を余儀なくされたため、以下に示す内容について、クラスを小分けにして短時間でのプログラムのうちに実施し、感染予防に努めた。

学生に向けて教務担当教員が教育課程や資格・免許について解説し、授業科目選択のための履修指導を行い、学習の動機付けに焦点を合わせ、高校での学びと異なる「大学での学び」について講義を実施している。各学期のオリエンテーションの際も、教務担当教職員が、履修登録票の記入方法や修正等の指導を行っている。

本学では、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格取得のための必修科目が多数を占めており、その意味で学習の動機付けは元来から明確な部分が多い。教育課程編成上、自由な授業科目選択の余地は極めて小さいが、少しでも興味関心を広げて履修が進むよう学習の動機付けに焦点を合わせた助言を行っている。履修登録にあたっては、登録票控えの点検を促し、履修登録の間違いや履修漏れを防いでいる。また、履修登録は基本的に前期に一年分を行うが、後期の履修登録確認を前期終了時に行う際、選択科目についても再度意義を説明し、履修の追加を促す指導も行っている。

学習成果の獲得に向けて、学生便覧、シラバス等の学習支援のための印刷物を発行している。これらの資料に基づき、入学時と各学期開始時のオリエンテーションにおいて、学習の方法や授業科目の選択の説明を丁寧に行っている。

また、毎回の授業での感想シートや学期途中での小テストを行う授業が多く、教員は添削やコメントを記して丁寧に学生にフィードバックしており、個々の学生の状況に応じた配慮と支援の機会となっている。特に令和2年度は遠隔授業の期間が長くな

り、多くの科目が学習支援システム Pholly を用いたフィードバックを実施しており、各学生に毎回コメントを入力する教員も含まれ、個別の支援は手厚く行われた。

学習上の悩み等の相談には、担当教員を中心に、必要に応じて複数教員で随時指導助言を行う体制が整っている。全教員が実習巡回指導に携わり、実習後の個人面談を担当教員が行う等の日常的な積み重ねのなかで、学習上の悩みなどの相談にきめ細かく対応している。通常は全教員のオフィスアワー（週1回昼休み）も利用できるようにしているが、コロナ禍においては、対面での相談の機会が激減したため、Zoom システムを用いてリモートで面談を行うなどし、できるだけ通常に近い支援方法を用いた。学生相談室カウンセラーも学習上の相談にのることができるが、こちらもメールのやりとりなどで、遠隔期間の対応をやりくりした。学業不振や出席不良の学生には、教務部教員とグループ担当教員が Zoom を併用しつつ随時面談を実施しており、その理由や学力不足の場合の対応を丁寧に本人と話し合い、記録を取った上で、個人情報に配慮のうえ教務部会や教授会で共有されている。その後は各教員が意識して声をかけたり、課題を添削したりすることで、面談結果を活用している。また、学習面での配慮や支援が必要と思われる学生に関しては、授業科目担当者やグループ担当からの報告を受けて、毎月の教授会での丁寧な共通理解がもたれており、様々な場面で活かせるよう組織的な体制が整備されている。

本学では、通信による教育は実施していない。

進度の速い学生、優秀な学生に対する学習上の配慮として、特別な補習授業を設定してはいないが、小規模校の特性を活かして、各教員が個々の学生の理解度を確認しながら授業の進度や方法を工夫している。また「実習」では、優秀な学生は、観察記録や指導案を実習指導担当教員や実習指導室教員のもとへ多数持参して質問を行い、丁寧な助言・指導を受けており、自主的な質問や相談を積極的に勧めている。このような各学生の学力や進度に関する情報は、観察実習担当教員間や実習委員会で日常的に共有する形が定着しており、必要に応じて教授会等へ報告され、実習指導だけでなく当該学生の学習支援全般に活用されている。

本学は日本語のみの授業ということもあり、現実的に本学への留学希望者はいない状況である。留学生の派遣も特に行っていないが、個別での留学希望者の相談には担当教員を中心に応じている。

学習成果の獲得状況の量的・質的データは、各授業科目の「授業計画・授業内容（シラバス）」で明示されている「授業の到達目標」と「成績評価」に沿って厳正に示された成績がその基盤であり、各学生自身がまずはそこから学習成果を測定し、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）やカリキュラムマップとすり合わせつつ、継続的に学習の目標を見据えて学びを深めて行くように指導している。さらに、組織的な学習支援について、例年は入学時アンケート・授業評価アンケート・卒業時アンケートの結果を中心に、実習や進路支援において生成されたデータや、出欠状況も含め考慮しつつ、教務担当教職員が中心となって、学習支援方策について点検し、より効果的な方法を見出すよう検討を重ねている。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3 の現状>

学生の生活支援は、学生支援部教員（5名）と学生支援部職員（2名、学生支援課長と学生支援課1名）が担当した。また、各学生の面談担当教員もあわせて学生指導・厚生補導を行っている。

学生が主体的に参画する活動は、学生自治会、クラブ・同好会活動、大学祭（頌栄祭）等があり、必要な支援は学生支援部と自治会担当教員を中心に行っている。学生自治会は、短期大学保育科および専攻科の全学生を会員としている。自治会役員は毎年立候補を主として選出され、自治会活動を行っている。ただし、2020年度は学生支援部と総務課が連携のもと全体運営を自治会で担って開催する大学祭（頌栄祭）をはじめ、クリスマス祝会やなどが新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となった。感染対策のもとで自治会役員は可能な活動を探り、卒業アルバムの製作や卒業記念品の作成を行った。自治会役員の引継ぎと学年間の交流のため、新旧役員の学生と自治会担当教員は毎年交流会を実施しているが、この交流会も例年のような規模では実施できず、自治会担当教員が学生と密に連絡を取って学生同士のつながりを保って引継ぎを行っている。

クラブ・同好会活動は、ハンドベル・クワイヤー、ライブラリーアドベンチャー、アウトドアクラブ、S.C.F（頌栄クリスチャン・フェローシップ）、自然観察同好会である

が、いずれも新型コロナウイルス感染拡大で活動の制限を余儀なくされた。

学生食堂は業者委託で運営されているが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言により、前期授業期間はオンラインによる遠隔授業、後期授業も昼食をはさまない形での開講となり、1年間の休業となった。この影響による委託業者の撤退(2020年12月)を受け、2021年4月の営業再開に向けて新たな委託業者と契約を結ぶこととなった。学生および教職員、併設の幼稚園関係者の利用再開に向け、感染対策をふまえた食堂のレイアウトなどの検討を行っている。なお、学生食堂については、家庭会(保護者組織)からの援助で、学生は教職員や一般利用者よりも安価に利用出来るよう価格の便宜を図るほか、学生の意見を反映しながら飲み物等の自動販売機を設置している。

本学学生の大半は実家からの通学であり宿舎を必要とする学生は少ないが、入学前の時期には一部相談もみられる。希望者には相談に応じた資料を提供している形である。通学のための便宜、配慮としては、自転車通学者のための駐輪スペースを構内に設置している。本学は阪急御影駅から徒歩10分の場所に位置しているため、通学バスの運行はしていない。

奨学金等、学生への経済的支援に関しては、学生支援部教員と学生支援部職員(学生支援課長、学生支援課1名)が担当した。

日本学生支援機構の奨学金制度(定期、緊急・応用)に加え、本学独自の奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金には、頌栄短期大学緊急給付奨学金(給付)、財団法人報国積善会奨学金(岸本奨学金)(給付)、日本基督教団神戸教会給付奨学金(給付)、岡松枝給付奨学金(給付)、アニー・L・ハウ奨学金(給付)があるほか、キリスト教主義ケーリ記念奨学金(給付)、民間事業者による貸与奨学金の案内もしている。また、岡松枝奨学金の入試減免制度の実施、成績上位者に学生表彰(学長賞)を実施している。

学費に関しては、経済的事情で学業を諦めることがないように、緊急・応急貸与や緊急給付、授業料の延納・分納の相談等、個別また非常に丁寧に対応しており、保護者の経済的負担への配慮を行っている。

学生の健康管理については毎年4~5月に学生全員の健康診断を行い、健康不安のある学生に関しては医療機関の受診を勧めている。学生の心身状態の把握と配慮は、学生支援部とグループ担当教員が日常的に行っているが、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては学生相談室を設置し、週2日相談室に臨床心理士を配置して学生相談(カウンセリング)を行っている。学生相談室では個別相談のみならずグループワークも試みてきたが、新型コロナウイルス感染対策によるオンライン授業が続き、ランチアワーやクリスマスリースづくりなどのワークショップは中止としたが、電話による相談を実施して遠隔授業下での支援を行っている。学生相談室からのニュースレター発行は継続している。また、休養室には看護師を配置し、学生にとって身近な休養や相談の場となっており、心身の健康管理を担っている。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取に関しては、学生支援部が窓口となり、グループ担当との様々な面談(実習後や進路支援等)やグループアワー(入学時・卒業時)を設定しているが、卒業時のグループアワーについては新型コロナウイルスの感

染拡大に伴い、実施が困難となった。小規模校ゆえに学生と教員の距離が近い本学の特性から、様々な教員が日常的に学生の声聞く機会があるが、2020年度においてもその特性を活かし、遠隔授業が続いた期間はオンライン授業後に専任教員が学生からの要望や意見などを聞いており、そこで聴取された声は、各部委員会や教授会で柔軟に情報共有もなされている。特に新生に対しては、新年度開始後まもなく遠隔授業となったため、学生支援部より各グループ担当に依頼して電話による対話の機会を設け、学生生活への不安や要望を聴取して学生の意見や要望の聴取に努めてきている。

また「意見箱」が設置されており、学生の意見や要望を受け止める機会となっている。意見箱に提出された意見は、学生支援部で毎月共有の上、関係部署にも伝えて共有し、必要に応じて教授会でも報告している。回答が必要なものに関しては学生に対して専用の掲示板で必ず回答を掲示している。卒業学年については、卒業時アンケート「本音で書こう学生生活」を毎年実施し、学生の意見や要望をまとめている。なお、学生については学生調書と進路登録カードを整備し、個人情報取り扱いに十分留意のうえ取り扱っている。

留学生に関しては、学則第56条及び留学生規程に示しているが、該当者がいない状態である。該当者がでた場合には、学生支援部と教務部が連携して個別支援を行う体制となる。

社会人学生は、入試制度の中で社会人・学士取得見込み者入試として門戸を開いている。社会人学生向けの特別な支援体制は整備してはいないが、教職員との個別の丁寧な関わりのなかで、意識して相談・助言がなされる形で支援は概ね充足しているといえる。

障がい者の受け入れに関しては、全般に整備が不十分であるが、学内の一部にエレベーターとスロープ、障がい者用トイレが設置されている。

長期履修制度に関しては、学則第53条及び長期履修生規程を定め体制を整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）は積極的に支援しているが、2020年度は新型コロナウイルス感染の影響をうけて多くの活動が中止となった。地域に開かれ、自治会と学生ボランティアにより子どもたちが楽しめるゲームなど複数のブースを提供してきた頌栄祭も実施を見送り、地域や学内での公演活動を活発に行い、好評を得ているハンドベル・クワイヤーやライブラリーアドベンチャーのクラブ活動も公演の多くが中止となった。また、学生の多くは、夏休みを中心に保育園・幼稚園等でボランティアを行っており、例年よりも実施が難しかったものの、園との連絡を密にしながら可能な限りの実施をすすめた。日常的にも保育関係のアルバイト、保育・福祉分野のボランティアの情報を掲示しており、進路支援室や福祉系科目担当教員が窓口となり支援している。現場とのマッチング等は進路支援室がサポートしている。

キリスト教関係における地域や社会との関わりとして、特別礼拝（花の日礼拝、収穫感謝礼拝）後に、お花や野菜・果物を近隣施設に配る活動を、宗教委員の学生がボランティアとして例年担っている。宗教部を中心に自治会などの学生が加わって実施する大きな災害時等への募金を東日本大震災や熊本地震の被災地へ送る活動も含め、新型コロナウイルス感染拡大の影響で例年よりも制限を受けつつも可能であった活動が行

われている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

本学は保育科であることから、教育課程を通じて入学者のほぼ全員が幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得しているが、保育職をはじめとするキャリアへの意識向上や免許・資格を活かした就職の部分において進路支援室の活動が貢献している。

就職支援を中心的に担う進路支援室は、教員4名と職員2名で構成され、学生の進路支援を行っている。担当教職員は日常的に、非常に丁寧に個別の進路相談に応じている。また各面談担当教員は、進路支援室と協力し、個人面談、履歴書の添削、模擬面接などを行い、一人一人の学生の希望に沿ったきめ細やかな進路支援を行っている。

進路資料室では、求人情報や就職フェア等の情報を掲示しているが、本年度も新型コロナウイルス感染症の影響で掲示された求人票を自由に閲覧する機会が縮小されることを補完するため、1・2年生は「キャリアへのアプローチ」、専攻科1・2年生は「特別講義・ガイダンス」の遠隔授業のシステムを利用して、Web上で求人票や就職フェアの情報を自宅などでも閲覧できるようにし、確実な情報提供を心掛けた。進路資料室には卒業生の受験報告書や過去の求人状況、就職関係書籍等の資料も自由に閲覧できる。パソコン3台の設置により就職情報を検索できる環境である。

2020年度の進路ガイダンスは前年度実施の内容について振り返り、キャリア科目との調整を図りながら実施した。進路ガイダンスでは、キャリア科目である保育科1年生対象の「キャリアへのアプローチⅠ」、2年生対象の「キャリアへのアプローチⅡ」のみならず、全ての授業や実習等はキャリア形成と有機的に繋がっていることを伝え、実習指導や基礎演習、保育実践演習といった授業と連動しながら実施している。本年度よりキャリア形成の基礎力育成に関わる部分を中心に前述の授業科目である「キャリアへのアプローチⅠ」「キャリアへのアプローチⅡ」に完全に移行した。これらの内容は単位化されていないガイダンスであったため一定の学生のみが出席する傾向がみられ出席率が低下していた事に対応し、学力として育成できる部分を単位化したものである。個人情報取り扱い、社会人になるにあたっての職場の人間関係やストレスに向う心構え、社会人、保育者としての基礎的な常識・マナー等の指導、保育職の魅力に関する保育現場で働く卒業生の講演、作文、就職試験対策、模擬試験、模擬面接、履歴書の指導など、進路ガイダンスと授業を補完しあう形で構成している実施している。

また、キリスト教主義園内定者へのガイダンスなども本学に特徴的なものである。より充実したキャリア教育を保証するため、授業と進路ガイダンスの内容を細やかに構成しているが、毎年、双方の内容を検討し整備している。また、資料として作成し学生に配布している「就職の手引き」を進路支援に活用している。本年度も新型コロナウイルス感染症の影響で学生の登校が制限され、対面で実施できなかったガイダンスはオンラインにて実施し、資料配布や個別対応を丁寧に行い、不足のないよう例年以上にきめ細かい支援をしている。

保育現場との関係を深めて進路支援にも活かすため、私立の幼稚園・保育園の各団体と保育者養成校の懇談会等にも積極的に参加している。

自治体単位で開催される保育職の就職フェアについても積極的に紹介した。さらに、夏休み期間を中心とした保育ボランティアは、より多くの現場体験が適切な進路選択に繋がることも意図して支援している。

卒業時の就職状況については毎年度、進路支援室で分析・検討した上で教授会において報告し、共通認識として学生の就職支援に活用されている。就職状況の経過も、毎月の進路支援室会議で丁寧に検討し、秋以降は毎月の教授会でも、全体的な集計及び卒業学年全員の決定進路一覧の形式で、詳細まで報告され共有している。就職状況の分析・検討結果は、個々の教員による面談等の進路支援、進路ガイダンスの内容の改善・検討にも反映され活用されている。その結果、保育職希望者全員が幼稚園・保育所・社会福祉施設等に就職し、継続して保育職希望者の就職率 100%を保っている。

進学について、本学保育科からの進学希望者の進路は本学専攻科が中心であるが、他の指定大学からの編入案内は掲示閲覧により全学生に周知している。四年制大学への編入、専門学校への入学、留学等に関する進学相談は少ないが、面談担当教員と進路支援室が連携し、必要に応じて随時対応をしている。

卒業生支援として新卒業生懇談会を例年7月に実施しているが、本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかった。出欠解答を兼ねて行っていたアンケート調査も実施できなかった。学園祭である頌栄祭当日に同時開催していた卒業後2年目以降を対象とした卒業生懇談会も新型コロナウイルス感染症の影響により開催できなかったが、これらの懇談会は、卒業生同士のネットワークから同級生の状況も伝わるため、今後も実施していく予定である。

新卒業生の就職先である保育現場には教職員が訪問し、訪問記録をとっている。なお、乳幼児研究所が主催する主に卒業生を対象とするセミナー（グローリーオープンカレッジ、保育セミナー）も、本学の卒業生支援の一環である。

また、兵庫県内私立短期大学就職研究会に加入している。本年度は感染症拡大の影響で対面での開催は無かったが、意見交換・情報収集は行い進路支援に生かしている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

全般的なキャンパス・アメニティ、学生の福利厚生に関する設備施設には不十分な面が目立ち、今後の大きな課題である。新型コロナウイルス感染症対策として密を避け、前年度より多くの教室を使用して授業を実施しているため、空き時間となる学生

の居場所が不足する事態が生じている。休憩時間中に集えるベンチも少なく、学生の居場所の整備が必要となっている。また、ラーニングコモンズの整備やエレベーター設置等の障がい者のための設備の拡充等、建造物の老朽化と合わせて議論を深め、具現化していく必要がある。

多様な学生の支援を組織的に行うために、現教職員の新たな専門知識、技術獲得のための手立てやスキルアップを図ることやための研修などにも参加しているが、非常勤を含む新たな専門職員の雇用の検討が必要である。特に、心身面での不安を抱える学生、経済的困難を抱える学生等が増えており、支援策をさらに検討することが求められる。また学生生活でのマナー向上や、立案したソーシャルメディア・ガイドラインを元に、保育者としての将来を見据えた学びの場を設けていくことが喫緊の課題である。

進路支援室職員は学生支援部と兼任であり、新型コロナウイルス感染症対策で登校できない期間は電話等できめ細やかな対応を行ったが、これまでのような学生の気軽な相談や求人票を見たその場での質問への対応ができず、学生の思いをくみ取りにくさを感じる部分もあった。今後も遠隔授業時の支援体制や運用方法、職員の配置、業務の分担等の充実を継続した課題と言えよう。

就職支援については、保育職に関わる支援は十分と言えるが、一般企業等への就職を希望する学生に対しての支援は十分とは言えない。また、少数ではあるが、就職に対する意欲のない学生や、保育に対する適性に課題のある学生、基礎学力の不足等問題を抱えた学生も散見され、これらの学生に対する支援のあり方も検討課題である。

また、1年未満の中途退職者や種々の事由による内定辞退者もあり、個々の学生に応じた適切な支援はもとより、卒業後の相談・カウンセリング体制の整備も求められている。学生の保育職イメージとの違いやミスマッチングを防ぐため、ボランティア・アルバイト等による職業体験の機会、就職フェアなどへの参加を含めた情報収集を1年次より推奨してきたが、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、ボランティアやアルバイト、見学に伺える時期も少ない状況となったため、ミスマッチへの懸念が残っている。

進路ガイダンスは、概ね充実した内容で整備されていたが、過密な教育課程のなかでの実施のあり方が検討課題とされてきた。そこで、「キャリアへのアプローチⅠ・Ⅱ」を開講したが、新型コロナウイルス感染症対策として多くの回を遠隔授業で実施することとなったため、遠隔授業で実施可能な授業内容を優先しながら進めることとなった。さらなる教育内容の精選をしながら、学生のキャリア形成に向けて取り組んでいく必要がある。

卒業生の再就職については、卒業生の登録者が少ないため若干名の斡旋にとどまっている。卒業生の就職活動の傾向等の情報収集をしながら、再就職斡旋のシステムの整備を検討していきたい。卒業後数年の学生が退職・再就職の相談に来校することもあり、卒業生の相談窓口としての役割を果たすことが求められている。卒業後の相談・カウンセリング体制の整備は引き続き課題となっている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学の教員組織は令和 2 年度、専任の教授 5 名、准教授 3 名、専任講師 7 名、助の計 15 名で構成されている。

専任教員は短期大学設置基準第 22 条に定められた教員数を充足している。全教員は、本学の建学の精神であるキリスト教精神に基づいた教育目的・目標を理解、共有し、教育・研究活動に活かすよう努めている。

専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準第 7 章の規定を充足している。教育研究業績等は、保育科・専攻科の課程認定の変更の際に詳細を確認する他、教員の著書、学術論文、その他の業績および社会的活動は、本学ホームページの情報の公表「専任教員の紹介」に詳しく公開している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、必要な科目を開講し、各専門領域に専任教員と非常勤教員を配置している。また、補助教員は配置していないが、実習指導室所属の非常勤講師を配置している。教員配置は、学生便覧 pp. 13～16 に掲載され、公式ホームページの情報の公表「専任教員の紹介」と「授業計画・授業内容（シラバス）」で公表している。

頌栄保育学院例規集第 3 章総務・服務・給与・人事に記載されている。非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守し、教授会で審議される。

実習指導室所属の非常勤講師は、本学が長年培ってきた様式・内容での実習記録や指導案の指導に多く携わることから、特に保育現場での経験を重視し、本学のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）への理解の意味でも、できる限り卒業

生を含めて採用するよう努めている。

本学の授業実施にあたっての主要科目は専任教員があたっているが、専任教員でカバーし得ない科目には非常勤教員を配置している。この非常勤教員の採用についても、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規程を厳守している。頌栄保育学院例規集第3章総務・服務・給与・人事に関する諸規定によって定められている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員による、論文発表、学会や研究会等での活動といった研究活動は、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき行われ、成果を上げている。

教員は、日本保育学会をはじめとする各々の所属学会、全国保育士養成協議会に積極的に参加しており授業に活かされている。個人調書・教育研究業績書の通りである。

専任教員個々人の研究活動の状況は、「頌栄短期大学研究紀要」、「頌栄短期大学保育者養成教育実践論叢」、本学ホームページの情報の公表「専任教員の紹介」に詳しく公開している。

科学研究費補助金や外部研究費を得て行う研究活動に関する規程としては、「頌栄短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程」と「公的研究費執行手続き」を整備している。

専任教員の研究成果を発表し、研究の向上を図る目的で、「頌栄短期大学研究紀要規程」を整備し、「頌栄短期大学研究紀要」を発行している。紀要は、本学専任教員、頌栄幼稚園教諭、頌栄保育園保育士、それらを筆頭執筆者とする共同研究者、および編集委員会で認めた者から投稿可能としている。本学卒業生で関係保育園に勤務中の者からの投稿もあり、卒業生の教育研究活動の発表の機会としている。

研究倫理の遵守については、学術研究が適正かつ円滑に遂行され、かつ社会からの信頼を得るために、本学において研究に携わる者が常に自覚し遵守すべき基準として、「頌栄短期大学倫理規定」「頌栄短期大学研究活動に関する不正行為防止規定」「頌栄短期大学における研究ター保存等に関する内規」「頌栄短期大学の研究活動における行動規範に関する規定」等について示している。また、研究倫理規定に基づいて教育研究水準の向上を図り、短期大学設置の目的及び社会的使命を達成するために、本学で行われる研究に関し、申請者から提出された実施計画等に人(子ども)を対象とする研究に関する審査を行うため、倫理審査委員会を設置し、研究倫理の遵守の徹底を図り、定期的に点検を行っている。

専任教員には、各自に研究を行う研究室が整備されている。研究室には専用のパソコンとプリンターが設置され、教育研究活動や学校運営に関わる業務を行う環境が整えられている。また学内情報共有システム(サイボウズ)により学内の関係部署との連携も容易になっている。

専任教員が研究、研修等を行う時間として、各自週1日の研究日が確保され、学校運営業務等と重複しないよう、できる限りの配慮がなされている。また、全国保育士養成協議会主催の全国保育士養成セミナーでの講演や分科会に参加することも、研修の一環と位置付けられることから、教授会を通じて参加が推奨されている。

専任教員の研究、研修については、「頌栄短期大学研修規程」で、国内および国外の留学・研修、国外研究調査、国外視察について規定している。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は、職制規程に基づき組織し、一部その機能の見直しを行いながら運営しており、組織の責任体制もこの規程により定められ、明確にされている。

事務組織関係の諸規程については、頌栄保育学院例規集で関係規程を定め整備しているが、効率的な運営上、一部事務機能の割振りを見直す必要性が求められている。実態としては機能的に日常業務を行っている。

事務職員は、担当する事務をつかさどるため OJT や OFF-JT を通して専門的知識の習得に努め、専門性を持って職務に当たっている。

事務フロアは、教務、学生支援（進路支援を含む）、入試広報の機能を一室とし、総務、会計の機能を一室として、事務職員の能力や適性が互いに関連し、影響しあって職務能力が高められる環境としている。事務室それぞれに、一人1台の情報端末とコピー機ほかの事務機器を整備して、処理の効率化に努めている。

防災対策については、緊急時に備えて緊急連絡網を整備し、定期的に全学での防災避難訓練を実施している。情報セキュリティは、IT 委員会が中心となり外部の専門業者へ委託してその安全対策を講じている。

SD 活動は、SD 委員会を中心に積極的に行われているが、その活動と SD 委員会規程の条文の一部に齟齬が生じている。事務職員の SD は、学内で教員と一体となり SD 研修活動をするると共に、必要に応じて学外機関による SD 研修に参加し、必要な知識を高め教育研究活動の支援を図っている。

事務職員は、定例で開催する事務職員会において教授会や学院についての情報伝達を行うとともに、部署間の情報交換と日常の諸課題の協議を行い、業務の見直しや事務処理の改善に努めている。

また、各委員会にも委員として参加し、部長を務める教員と積極的に意見を交換するとともに、小規模組織の特性を活かして関係部署との連携通じて、学生の学習成果向上に努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

職員の勤務体制は就業規則および職制規程に基づき整備し、運営している。

諸規定については、加除式の「頌栄保育学院例規集」を専任職員全員に配布し、制定・改定等については、教授会、事務職員会での報告を行うとともに、変更部分を配布し、職員全体が情報共有できる状況としている。

教育職員の就業については、出勤簿により管理を行う。事務職員の就業に関しては、勤退についてはネットワーク上のグループウェアで管理し、超過勤務、年次有給休暇、休日出勤、代休等については申請書類に基づいて管理する。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員に関しては、今後若い教員を採用し、また本学のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を十分理解している本学卒業生の育成も含めて、将来の教育を

支える人材確保に努める。研究・研修時間の確保のため、組織的な課題解決に向けて、学内分掌や委員会組織等の見直しを順次行う。また、学長裁量による研究費補助を導入するなど可能なところから研究・研修の促進を行い、発展させて規程化する方向等も必要と考えられる。FD活動は、自己点検・評価委員会を中心に実施・推進されているが、今後は活動内容をより具体的な形で文書化し、そのなかでPDCAサイクルの明確化も図りたい。

また、教育職員の業務分掌における偏りを見直すために、各々の担当授業科目数や業務の内容と分量を改めて具体的に確認し、それをもとに対策を図る。

事務職員については、最低限の人数の配置となっている。長期間にわたって人事異動が行われておらず、同じ部署でのキャリアが固定化した状態となり、学校全体よび他部署の業務の理解が十分だとは言えない状態である。延いては事務部門全体の責任者を内部から産みだせず、外部人材を導入せざるを得ないことが常態化している。大学事務を俯瞰的に見る職員の育成が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

＜区分 基準Ⅲ-B-1 の現状＞

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。

障がい者への対応は、学内の一部にエレベーター（D棟）と障がい者用トイレ（C棟、D棟、体育館）が設置されているほか、2014年度に若干の工事を行い、車椅子による建物へのアクセスを可能にするスロープ（B棟、D棟、体育館）、駐車スペースの確保（B棟、D棟）、教室での車椅子対応の机の整備等を行った。障がい者への対応はまだ、充分とは言えない。

また教育課程編成・実施の方針に基づいた授業の実施に必要な講義室、演習室、実習室等が用意され、必要な機器や備品も整備されている。通常の講義室には、パソコン、DVD・ブルーレイとビデオのプレーヤー、スクリーンが整備されている。

保育の実践力を高めるための設備は充実している。音楽については、グランドピアノとアップライトピアノを設置した演習室を8部屋、個人練習室を14部屋設け、授業で個人または少人数のグループレッスンを実施している。学生が空き時間や放課後に自主的に練習することが可能である。絵画工作室には、制作等の作業に適した机9台を備え、絵具や文具等の必要物品、美術関係の専門書等を整備している。

情報環境整備の一環として、同窓会の寄付により、A・B棟において学内Wifi環境が実現し、eポートフォリオ（Pholly）導入のためのインフラが一部確立した。

図書館の面積は375㎡である。図書資料は実習対応の教材を中心に整備し、蔵書108,756冊、学術雑誌167タイトル、AV資料4,410点を備えている。座席数は28席である。図書の購入は「頌栄短期大学図書館規程」、廃棄は「資料の除籍についての内規」によって適切に実施している。

体育館は2,081㎡で、バスケットコート1面が取れるメインアリーナと小体育室を有し、また更衣ロッカー室・シャワー室も設け体育実技、課外活動等に使用している。運動場は整備していないが、軽微な運動については芝生広場を使用可能である。

そのほか、新型コロナウイルス感染症対策に追われ、当初計画をしていた施設設備予算を流用し、網戸の設置、屋外手洗場の設置等に対応した。また、Wi-Fi環境の整備の予算は一部、コロナ対策としての学生のオンライン学習環境の奨学支援とした。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

(6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備は「頌栄保育学院固定資産と物品管理規程」に基づき管理している。なお、固定資産の管理については、「経理規程」の第6章にその内容を明記するとともに、管理台帳が整備されている。

日常の施設設備の管理については、専門の管理会社に委託し適切に行っている。火災・地震対策、防犯対策のための安全管理に関しては、緊急かつ重大な事態が発生した場合、また発生が予想される場合について「頌栄短期大学緊急対策本部規程」を策定し、対策を明示している。また、緊急事態における緊急連絡網も整備している。

消防設備については定期的に点検し、年に一度、消防署の協力を得て全学的に避難訓練を実施している。防犯対策については警備会社により、授業実施日は19時から翌朝7時までの時間帯、授業のない日は24時間を通じて、機械警備を実施している。各門には監視カメラを設置し、防犯に努めるとともに、日中は、同一敷地内にある併設幼稚園の警備員の出入り口警備や幼稚園敷地の巡回警備もあり、短期大学の防犯対策にも資している。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、専門のシステム管理会社に委託し、システム全般の安全面の管理や対策、およびセキュリティソフトの更新等を適切に行っている。例えば、学内にサーバーを設置している学内情報共有システム（サイボウズ）への外部からのアクセスを遮断する方式を取っている。また、学内ネットワークのインフラは、安定した環境整備のためネットワーク機器の交換を随時行う他、各教職員のパスワードを定期的に変更する等、セキュリティ面も含め対策を強化している。

省エネルギー対策・省資源対策、地球環境保全への配慮については、一部トイレの節水型バルブへの交換、空調機の入替えに際しての室外機のグループ化により、水道および電気の消費量が改善されている。また、空調機については設定温度を各教室に掲示し、学生に小まめな節電を呼び掛けると同時に教職員が随時確認を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

校舎・施設・設備の経年劣化が進んでおり修繕を必要とする部分が山積している。問題を洗い出しているが、限られた財源の中で、計画の実行には時間を要する。優先順位を設定し、安全管理を優先した施設・設備から修繕を実施する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェアおよびソフトウェアの向上・充実を図っている。

情報技術の向上に関するトレーニングは、学生に対しては、「保育と情報」の中で授業内容を通じて提供している。一部の授業では、学生のパソコン利用推進と情報技術の向上を意識して、パワーポイントを用いたグループ発表を推奨し、授業外課題としてインターネットを通じた情報検索・収集を課し、効果的な授業を行っている。図書館利用に関する入学時オリエンテーションでは、図書検索システムの利用等について説明を行っている。個々の学生は、情報処理演習室、B棟304講義室、図書館、進路資料室においてインターネットに接続したパソコンの利用が可能であり、またパソコン貸出しも学生の情報処理のサービスになっている。

教職員に対する情報技術の向上に関するトレーニングは、OSのバージョンアップ等の際に説明会を開催している。また、IT委員会が中心となり、学内情報共有システム（サイボウズ）のセキュリティ向上を含めた安全性向上の対策を組織全体として講じるなど、情報技術の向上に取り組んでいる。

情報技術、設備の維持管理は、IT委員会を中心として、関連業者と連携しつつ、学内でのマニュアル作成や日常的な管理を担当している。IT委員会と総務課を中心として、技術的資源と設備を計画的に維持整備し、適切な状態を保持している。

また、技術的資源の分配は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、見直し活用している。例としては、保育現場において情報リテラシーが一層求められているとの背景から、情報処理関連の授業を充実させるために情報処理演習室の積極的な活用を努めている。また学生の主体的な学びを促すため、自由に使えるパソコンを備えた新たな学習環境の整備、あるいはパソコン貸出等を行っている。

教職員には専用のパソコンを配置し、教育研究活動や学校運営に関わる業務を行う環境を整えている。

Windows7のサポート終了に伴い、教職員用・幼稚園幼・授業用のパソコンをWindows10

に更新した。

学内 LAN が整備されており、教職員は学内情報共有システム（サイボウズ）によりスケジュール管理や施設予約、データの共有を行っている。学生への緊急連絡（警報時の対応等）においては、速やかな情報発信に努めて学生支援の一つとしている。一部の科目においては特性に応じて、保育現場の写真やビデオの利用でより実践的な解説を行い、またプレゼンテーションソフトを活用して課題の提示と解説を行うなど、情報技術を活用した双方向型授業の展開に努めている。

すべての講義室に、LAN 接続のパソコンと、DVD・ブルーレイ・ビデオの視聴覚機器と音響設備が設置している。また、情報処理演習室を設置し、保育現場に必要な情報リテラシー習得のための教育環境を整備している。

なお、情報技術関係以外の技術的資源として、音楽の授業や礼拝等で用いる楽器（ピアノ、オルガン、ギター、リコーダー、パイプオルガン等）を整備している。ピアノの場合、調律は年に 2 回定期的に業者に依頼し、その他必要に応じて修理や入れ替えを行うなど、音楽担当教員 2 名による楽器の管理とメンテナンスを行い、学生が安心して練習に励んだり、礼拝・行事で利用したりできる環境を整えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

アクティブラーニングの充実など教育課程の見直しとともに、コンピュータ等の情報機器の目まぐるしい発達・変化に柔軟に対応できるよう、IT 環境の整備と手立てが必要である。また、それらを有効かつ高効果的に活用できる職員の情報技術のスキルアップが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

- ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
 - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
 - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

資金収支および事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡していない。翌年度繰越支払資金は、毎年 6,000 万円から 9,000 万円の幅で減少している。基本金組入前当年度収支差額は 14,000 万円から 9,500 万円の赤字である。

事業活動収支の支出超過の状況については、保育科入学者数が、2018（平成 30）年度は 109 名、2019（令和元）年度は 92 名、2020（令和 2）年度は 116 名、2021（令和 3）年度は 98 名とそれぞれ定員 150 名を大きく割り込んだことから、この入学定員の未充足がそれぞれの年度の学生生徒納付金に大きく影響を与え、厳しい収支状況となった。2020（令和 2）年度決算の当年度収支差額は、短期大学は 10,148 万円のマイナスとなり、学院全体では 11,121 万円のマイナスとなった。

よって、貸借対照表の状況も健全であるとは言えず、純資産は毎年 10,000 万円強目減りして推移している。

教育研究経費は経常収入の 40%程度を超えている。また、学生納付金収入に対する教育研究経費等支出の割合は 51.9%である。

教育研究用の施設設備および学習資源（図書等）の資金配分については、2020（令和 2）年度決算の貸借対照表（資産の部）から、教育研究用機器備品 4,054 万円、管理用機器備品 718 万円、図書 22,462 万円である。

寄付金については、広報誌「なでしこ」を同窓会、学院関係者に発送する際に、寄付を広く求める等、適正に募集している。また家庭会よりの寄付も合わせて、令和元年度決算で 1,734 万円の収入を得た。学校債は発行していない。

短期大学財政の現状は、極めて厳しいと言わざるを得ない。入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準にあるとは言えない。2020（令和 2 元）年度の入学定員充足率

は保育科 77.3%、専攻科 20.0%、収容定員充足率は保育科 70.0%、専攻科 25.0%である。

一方、収入の減少に比して支出を抑えきれておらず、相応しているとは言えない状態である。

退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。また、公認会計士の監査意見には適切に対応している。

なお、現在、資産運用は行っておらず、関連規定も整備していない。

頌栄保育学院の中長期ビジョンとして、頌栄保育学院の建学の精神および理念と中長期計画（2017年～2022年）を定め、それを基に各部門、部署および委員会から事業計画とそれに伴う予算が提出されている。

各部署等の予算編成については、年度ごとに理事会で定められた予算編成方針に基づいている。提出された事業計画と予算は1月から2月に集約され、3月の評議員会に諮り、理事会で決定する。前年度決算および当年度学生数の確定に基づく第1次補正予算は、5月の評議員会に諮り、理事会で決定する。決定した事業計画と予算は速やかに教授会および事務職員会を經由して関係部門に伝達される。予算執行に当たっては、改めて議案書により決裁を受け、適正に執行している。

資産および資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

日常の会計処理は適正に行っており、月ごとに資金収支の月計表と累計表を作成し、事務局長および院長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

理事会・教授会では数年来、本学の強み・弱みを含めて検討し、短期大学と幼稚園の定員等の将来像について協議を重ねている。社会全体として 18 歳人口は当面 120 万人前後で推移し、2021 年頃から再び減少に転じると予測されているが、そのなかでも本学の入学定員は現状（保育科 150 名と専攻科 20 名、幼稚園 50 名）を維持した上で、保育科単科の短期大学としての特性を活かし、きめ細やかで質の高い教育を行うとの方向性が確認されている。

なお、本学の強みは、入学者ほぼ全員による免許資格（幼稚園教諭二種免許状・保育士資格）の取得と保育職就職率 100%を長年維持していること、小規模校ゆえのアットホームな雰囲気と教職員と学生間の距離が近いこと、一人ひとりの学生を丁寧に把握してきめ細やかな教育を行っていること、現存する日本で最古の保育者養成校という伝統等である。

しかしながら、近年は、短期大学そのものへの高校生の志願者の減少、今日の保育者に求められる幅広い資質・能力の獲得に二年間という限られた修業期間で取り組むことの困難さ、保育制度の大変革のなかでの短期大学の位置づけの不安定さ等がある。これらは、高校訪問での聴取結果、卒業時アンケート結果、FD・SD 研修への参加等、また教授会での議論等を通じて共有されている点である。

2019 年度には日本私立学校振興・共済事業団の経営相談を実施し、現状分析と提言を受けている。

経営改善計画については、学生の募集状況、収容定員充足率等を基に経営実態、財政状況を踏まえ、財務委員会および財務検討小委員会を中心に検討がなされている。

学生募集対策は、近年の入学定員充足率の悪化に伴い、学納金収入の減収となって財務に大きく影響するため、入試・広報委員会を中心に対策案が策定され、これに基づき教授会でも度々議論されている。また、募集活動については、SD 活動等を通じて活発な検討と対策について全学的に共有化がなされ、積極的な広報活動が進められている。

短期大学の人事計画は、学長、副学長と事務長が短期中期的な人事計画について先ず協議し、その後部長会での協議を経て教授会に提案する。そして最終的に、理事会において財政状況も加味して審議決定される形である。

施設設備に関して、施設検討委員会で検討され計画が策定されおり、また営繕が必要なものについては、予算編成時に計上しているが、近年の財務状況により大規模な

ものは、緊急性を伴うもの以外は繰り延べとしている。

外部資金の獲得については、頌栄保育学院報の「なでしこ」を毎年同窓生や学院関係者へ送付する際に、従来的一般寄付金に加え、130周年を機とした頌栄保育学院特定寄付金を募っている。

ここ数年、入学定員を充足できていない状況から、十分な学納金収入を得ることができない。一方で経費（人件費、施設設備費）は縮小しつつあるが、収支の均衡をとるには至っていない。学院の財務委員会、また短期的に設置される財務小委員会で課題対応の検討に当たっている。

学内に対する経営情報は、毎年3月の理事会での次年度収支予算、および5月の理事会での前年度決算についてその状況が確認されるのを受けて、学長が教授会等で、事務局長が事務職員会等でその報告を行い、経営情報と危機意識の共有を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

入学定員および収容定員の未充足は、収入の大きな構成要因である学生納付金収入や補助金収入に大きく直接に影響するため、支出構造が硬直化している現状の中で収支改善は難しい状況である。しかしながら、小規模であるが故に短期で直接的に改善できる点もあり、今後は中長期計画、事業計画および予算制度を有機的に推進し、教職員が過去の踏襲に囚われず、課題に果敢に取り組むことも必要である。

特に入学者確保のための募集活動・広報活動の諸施策の見直しと経費支出の諸事業項目の支出内容・方法、あり方の見直しなどの取り組みが求められる。また、岡施設引当特定資産の計画的な運用や遊休資産の活用を検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、平成 14（2002）年より本学の理事、平成 26 年から平成 29 年まで副理事長として法人業務に長らく従事し、平成 29（2017）年に理事長に就任した。理事長は、平成 14（2002）年 4 月から学院の母体である日本基督教団神戸教会の牧師として働きを担っており、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し学校法人の発展に寄与できる者である。

運営面では、令和元（2019）年に院長と共に、『GLORY SHOEI MISSION & VISION』（令和元（2019）年発行）を作成し、本学のミッション（使命）を理事会はじめ学院関係者に周知しこれを元に 6 か年計画の策定を主導した。各部・委員会毎に 6 か年計画を定め年度毎に評価し、理事会に報告している。理事会はこの報告を元に財政建て直しに取り組んでいる。

理事長は、学校法人頌栄保育学院寄附行為第 16 条の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を総理しており、同第 17 条の定めるところにより、理事長のみが代表権を有している。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、またはその職務を行うことになっている。

今年度、6 年間院長・学長を務めた棟方信彦氏が退任の申し出に伴い、規定に基づいて「院長・学長選考委員会」を設置した。委員会では理事長が選考に当たっての方針を示し、それに基づいて協議され、選考がなされた。委員会の選考を理事会に諮り、評議員会での意見を聴取した上で、適切に次期院長・学長の人事を行った。

理事長の下には、寄附行為第 23 条に基づき、「常務会」が置かれている。常務会の運営については、学校法人頌栄保育学院寄附行為細則第 11 条に定められている。常務会は、学院の管理運営を適正かつ円滑に行うために、理事長が必要に応じ招集している。現在、特に財政健全化プログラムが進行中であり、令和元年度より月 1 回のペースで常務会は開催され、プログラムの進捗状況の把握を含め、鋭意協議が行われている。

理事長は、寄附行為第 44 条の定めるところにより、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を受けた決算及び事業実績を評議員会に報告してその意見を求めている。

また、理事長は、寄附行為の定めに基づき、事業計画・予算・事業の実績・決算、役員及び評議員の専任、寄附行為の変更他の重要な事項について、学校法人の意思決定機関として理事会を招集している。理事会の運営にあたっては、理事長が議長を務め、開催の場所及び日時並びに会議に付すべき内容を開催の 7 日前までに通知している。

理事会では、理事である学長より認証評価受審に関することをはじめ、学事報告等学内外の教育活動や管理運営に関する事項が報告されている。前回の認証評価受審結果についても理事会に報告がなされている。

理事会は、学校教育法や私立学校法などの法令の規定による法的責任及び社会的責任を十分に認識し、学校法人の意思決定機関としての責務を果たしている。

理事会は、「学校法人頌栄保育学院 寄附行為」「学校法人頌栄保育学院寄附行為細則」「経理規定」「稟議規定」「頌栄保育学院個人情報保護規程」「頌栄短期大学学則」「頌栄保育学院就業規則」「給与規定」等学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

理事会は、現在 11 名で構成されており、私立学校法第 38 条及び寄附行為の定めるところにより適切に構成されている。いずれも理事長以下、理事全員が学校法人の建学の精神を理解し、法人の健全な経営について学識及び職見を有していると判断できる。

学校教育法第 9 条に定める校長及び教員の欠格事由の規定については、本学院寄附行為第 15 条第 2 項第 4 号において、準用している。

<テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は教会の牧師職が本務であり、理事長の働きを非常勤として担っている。そのため、学院を統括する院長との連携の強化及び他の理事との協力・協調体制の強化

が課題である。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は教学マネジメント全般から、常務理事会構成員（副理事長）の立場から法人経営全般に至るまで、リーダーシップを発揮している。

学長は本学建学の精神の主要要素であるキリスト教主義を担う教役者としての役割を、理事長、宗教主事等と共に果たしており、本学理念の推進者でもある

教学の要である学長諮問機関としての教授会運営に関しては、規程通り議長としての職務を果たしている。議題提出については、学長が定例教授会前に部長会を招集、教授会提出議題の予備的協議に加え、中長期の懸案については教授会議案とは別に協議の機会を設けており、将来の議事に向けた準備も行っている。

教職員の人事については、学長は理事会提出議案者として、教員については採用・資格審査関連の規定に則り、副学長の推薦により、人事教授会の議と資格審査委員会の審査に基づき、教授会に学長から付議している。職員人事は基本的に事務局長に権限委譲しているが、法人内決済手続きは学長が主導している。

教学に関わる各部並びに委員会組織は長から構成員に至るまで、副学長、事務局長の意見を聴き、学長において決定している。また周年事業や感染症などによる緊急対応の対策チームなども、学長（院長）が主導し、対応している。

学長はカリキュラム委員会の長を担い、今日大学に求められる教学マネジメントの運営に関わり、FD研修などを通じ教員全体への理解促進を始め学習成果の可視化等の推進活動を監督している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

大学運営に求められるタスクを教員で分担するため、主要な常設部・委員会が設置されているが、構成員の重複や部・委員会開催のタイミングが調整できず、課題となっている。またこれらに関わる職員の数も限られており、再編成・集約化への指導性が課題となっている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、寄附行為第 12 条に基づき選任され、同第 19 条で法人の業務を監査すること等の職務が規定されている。監事は 2 名で、理事会および評議員会に出席して学校法人の運営状況を把握して意見を述べている。年度末決算時には公認会計士の外部監査と連携し、運営状況や財務状況について意見と情報を交換し、その内容を監事監査に反映させている。

また、学校法人の業務および財産の状況については、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に従い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会および評議員会に提出し監査報告を行っている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準Ⅳ-C-2 の現状>

評議員会は寄附行為第 24 条で規定され、評議員の選任は同第 28 条による。現員数は 27 名であり、理事の現員数 12 名の 2 倍を超える人数で組織されている。

評議員会は理事長が招集し、評議員会において議長を選任するなど寄附行為第 24 条に基づき開催している。私立学校法第 42 条および寄附行為第 26 条の規定に従い、予算、事業計画その他必要な事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞いている。また寄附行為第 27 条に基づき、評議員会は学校法人の業務や財産状況、役員の業務執行状況等について役員への意見具申を行うとして役割が規定されている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準Ⅳ-C-3 の現状>

学校教育法施行規則等の規定に基づき、大学等が公表すべき教育情報として、大学の教育研究上の目的に関する事、教育研究上の基本組織に関する事、教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位および業績に関する事、入学者に関する受入方針および入学者の数、収容定員および在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数および就職者数その他進学および就職等の状況に関する事、ウェブサイトに掲載して公表し、また学生に修得させる知識および能力に関する情報を公表している。

財務情報として、決算の概要を付した資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、監事監査報告書、財産目録および事業報告書を掲載し、情報公開を行うとともに

に、私立学校法の定めに基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書および監事監査報告書を法人事務局総務課に備え置き、利害関係者からの開示要求に応じて閲覧できるようにしている。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの課題>

監事は、理事会および評議員会に積極的に参加し寄附行為に定める職務を遂行しているが、今後、監事に求められる機能としての業務監査、教学監査等への取り組みが必要である。また、本学の規模として設置が難しい内部監査機能のあり方も監事監査のあり方とともに検討する必要がある。

評議員会については、実出席回数が極端に少ない評議員がおり、今後の改選に際して検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし